

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税及び森林環境税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、個人住民税及び森林環境税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和7年3月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<p>個人住民税及び森林環境税賦課事務</p> <p>個人住民税は、地方税法の規定に基づき、その年の1月1日(賦課期日)現在、本市内に住所を有する者、又は本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者に対して課税を行うものである。</p> <p>森林環境税は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税と併せて賦課徴収を行うものである。</p>
②事務の内容	<p>1. 評価対象事務の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者等から申告及び届出等又は調査により課税資料の収集等を行い、税額算定を行う。 ・課税要件が成立した租税債権の内容を確定して税額を決定し、本人あてに通知する。 ・当初課税決定後の賦課内容、税額の更正、決定又は賦課決定を行い、本人あてに通知する。 ・減免、免除申請に基づき審査のうえ減免決定を行い、本人あてに通知する。 ・納税義務者等からの交付申請により課税証明書等を発行する。 <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>(1)課税対象者情報の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①住民基本台帳を基に1月1日居住の住民について抽出を行う。 ②賦課に必要な生活保護受給者情報を取得し個人住民税システムに取り込む。 <p>(2)課税資料の送付及び受領</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民税・府民税申告書を作成し送付する。 ②国税庁、年金保険者、他市区町村、納税者義務者及び特別徴収義務者から各種申告資料を紙媒体で受領する。 ③eLTAXシステムの認定委託先事業者から給与支払報告書、公的年金支払報告書等を電子データで受領する。 ④他市区町村の資料については当該市区町村へ回送する。 <p>(3)税額決定・変更事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受領した資料を画像データ化する。 ②取得した情報の一部を委託業者に提供し、又は直接入力して、電子データ化する。 ③各資料の電子データを個人住民税システムに取り込む。 ④賦課情報を作成する(税額決定)。 ⑤賦課情報に基づき、申請に応じて課税証明書・所得証明書を発行する。 ⑥当初税額決定後の税額の更正、決定又は賦課決定を行い、納税義務者及び特別徴収義務者あてに通知する。 ⑦納税義務者からの減免、免除申請に基づき審査を行う。 ⑧みなし課税者について他市区町村に対し、通知を行う。(地方税法第294条第3項通知) ⑨他市区町村在住の配偶者・被扶養者情報、生活保護受給者情報、障害者情報等の確認を行う。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ⑩特別徴収義務者の変更(転勤・転職)、期割の修正(一括徴収等)、徴収方法の変更を行う。退職・就職・年金特徴等や併徴者(内特情報)の異動処理、税額の強制修正をする。 ⑪年金保険者と各種データを連携する。 ⑫庁内他課及び他機関等に対する賦課情報の提供及び移転 ⑬作成された賦課情報を中間サーバに登録する。 ⑭納税義務者等から課税証明書・所得証明書の申請を、コンビニ証明交付システムを介して請求があった場合、課税証明書・所得証明書を交付する。 <p>(4)納税通知書作成、送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ①納税通知書作成のために委託業者に賦課情報を提供する。 ②納税義務者、特別徴収義務者へ紙媒体で税額を通知する。 ③eLTAXシステムの認定委託先事業者を通して年金保険者、特別徴収義務者に税額データを通知する。 ④通知書作成システムを通して、納税義務者に税額データを通知する。 <p>(5)課税資料の廃棄</p> <p>受領した課税資料を7年間保管した後、廃棄する。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

システム2									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CS(コミュニケーション・サーバ)において管理がなされているため、住民基本台帳ネットワークシステムの内、市町村CSの利用する部分について記載する。								
②システムの機能	<p>①本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>②本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付等を行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>③個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、併せて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>④本人確認情報検索 統合端末において入力された情報(氏名、住所、性別、生年月日の4情報(以下「基本4情報」という。))の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑤機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>⑥本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>⑦送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>⑧個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p> <p>個人住民税及び森林環境税賦課事務では、上記のうち、下記の機能のみ利用する。</p> <p>②本人確認 窓口において本人確認するために提示された個人番号カード等を基に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報の照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>④本人確認情報検索 原則、統合端末において入力された個人番号をキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム3									
①システムの名称	統合宛名管理システム								
②システムの機能	<p>①宛名情報等管理 個々の既存業務システムで個別に管理している宛名情報(宛名番号及び基本4情報)を統合的に管理する。</p> <p>②統合宛名番号付番 管理する宛名情報に対して個人を一意に特定できる番号(統合宛名番号)を付番する。</p> <p>③中間サーバ・既存業務システム連携 中間サーバで保有する符号と統合宛名管理システムで保有する統合宛名番号とを紐付けし、中間サーバとの連携を行う。また、各業務システムで保有する宛名番号と、統合宛名管理システムで保有する統合宛名番号と紐付けし、個々の既存業務システムとの連携を行い、中間サーバと既存業務システムとの情報連携の橋渡しを行う。</p> <p>④文字コードの変換</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

システム9	
①システムの名称	宛名・納付システム(住登外管理システム)
②システムの機能	<p>1. 宛名の登録</p> <p>①住登外個人(※1)の登録</p> <p>②法人の登録</p> <p>③共有者(※2)及び共有構成員の登録</p> <p>※1 住民基本台帳登録外者(住登外)とは、本市の住民基本台帳に登録されていないが、実際に本市内に居住している者</p> <p>※2 所有権等の権利を複数人で共有している者</p> <p>2. 宛名の異動</p> <p>①住登外個人、法人及び共有者宛名の修正</p> <p>②住基除票者の住登外異動</p> <p>3. 宛名の照会</p> <p>①住登外個人、法人及び共有者宛名の照会</p> <p>②住民宛名の照会</p> <p>③所属世帯の照会</p> <p>4. 個別宛名の管理</p> <p>①代納の登録、修正及び停止</p> <p>②送付先の登録、修正及び停止</p> <p>5. 納付情報の管理</p> <p>①振替口座の登録、修正及び停止</p> <p>②納組支払の登録、修正及び停止</p> <p>③前納支払の登録、修正及び停止</p> <p>6. 振込口座の管理</p> <p>振込口座の登録、修正及び停止</p> <p>7. 金融機関の管理</p> <p>口座振替、口座振込登録申請に基づく、金融機関の登録及び修正</p> <p>8. 納税組合の管理</p> <p>納税組合の登録及び修正</p> <p>9. 口座振替、振込の管理</p> <p>自治体と金融機関との口座振替、振込契約内容、指定金融機関の登録及び修正</p> <p>個人住民税及び森林環境税賦課事務では、上記のうち、下記の機能のみ利用する。</p> <p>1. 宛名の登録</p> <p>①住登外個人の登録</p> <p>②法人の登録</p> <p>2. 宛名の異動</p> <p>①住登外個人、法人及び共有者宛名の修正</p> <p>②住基除票者の住登外異動</p> <p>3. 宛名の照会</p> <p>①住登外個人、法人及び共有者宛名の照会</p> <p>②住民宛名の照会</p> <p>③所属世帯の照会</p> <p>4. 個別宛名の管理</p> <p>①代納の登録、修正及び停止</p> <p>②送付先の登録、修正及び停止</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[○] 宛名システム等</p> <p>[] その他 ()</p> <p>[○] 庁内連携システム</p> <p>[○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 税務システム</p>
システム10	
①システムの名称	コンビニ証明発行システム
②システムの機能	市民からの証明書発行請求による、コンビニ証明書交付センターからの要求に応答し、個人住民税システムと随時データ連携を行っているコンビニ証明発行システムから、コンビニ証明書交付センターを通じて、請求のあったコンビニ等の交付機へ当該市民の証明書データを返信する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>[] 宛名システム等</p> <p>[] その他 ()</p> <p>[] 庁内連携システム</p> <p>[○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 税務システム</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税及び森林環境税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法第9条第1項 別表第24の項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の表の第7の項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <p>○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項</p> <p>2. 情報照会の根拠</p> <p>○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 課税課
②所属長の役職名	総務部 課税課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税及び森林環境税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者及びその扶養親族
その必要性	①申告・届出等の書類の内容確認の際に、個人番号を利用する。 ②通知書等の作成時に個人番号を付与する。 ③申請等の際に納税者の利便性の向上に利用する。 ④地方公共団体等及び行政機関等の調査・照会を行う際に、個人番号を利用する。 ⑤適正な賦課を目的としており、そのために必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ①個人番号、その他識別情報：対象者の特定及び名寄せを行うため ②基本4情報及び連絡先：本人へ連絡等又は申請等の内容の確認のため ③その他住民票関係情報：家族関係、死亡又は相続の確認又は扶養関係等の確認のため ④国税関係情報：所得税情報の確認のため ⑤地方税関係情報：課税内容を把握するため、及び、算出した住民税額に基づいて各種証明書(課税証明書・所得証明書)を発行するため ⑥健康・医療関係情報：医療費控除額の把握のため ⑦医療保険関係情報：社会保険料控除額確認のため ⑧障害者福祉関係情報：障害者控除額確認のため ⑨生活保護・社会福祉関係情報：生活保護受給者を課税対象者から除外するため ⑩介護・高齢者福祉関係情報：社会保険料控除額確認のため ⑪雇用・労働関係情報：特別徴収義務者の所在地、名称の把握及び減免審査のため ⑫年金関係情報：年金所得情報を把握するため ⑬学校・教育関係情報：勤労学生控除額確認のため ⑭災害関係情報：災害減免、免除審査のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	総務部 課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、健康保険課、保護課、障がい福祉課、収納課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、特別徴収義務者、年金保険者、地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体、広域連合、特別徴収義務者等) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (特別徴収義務者等) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	①申告・届出等の受付 ②課税資料に関する調査・照会 ③個人市・府民税額の算出 ④税額の決定、変更及び減免等の通知	
④使用の主体	使用部署	総務部 課税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 申告・届出等の受付・申告書等に記載された個人番号について、本人確認をする。 2. 課税資料に関する調査・照会 ①本人、本市他部署、官公署、他団体等及び民間事業者に対して調査・照会する。 ②住民基本台帳情報、生活保護受給者情報等により、課税対象者か否かを判断する。 ③給与支払報告書、確定申告書、個人市・府民税申告書、公的年金支払報告書及び法定調書に個人番号が記載され、名寄せに利用する。 ④国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払額情報は、社会保険料控除額決定の参考にする。 ⑤地方税法第294条第3項に基づく通知に記載する。 ⑥本市に居住する納税義務者及び被扶養者の障害者情報を基に障害者控除の要件を満たしているか否かを調査する。 ⑦本市に居住する納税義務者の本市外に居住する控除対象配偶者及び扶養親族に係る者等について控除の要件を満たしているか否かの調査に情報提供ネットワークシステムを利用する。 ⑧情報提供ネットワークシステムを通じて扶養関係情報、所得情報を提供することができるよう照会用データを中間サーバーに記録する。 3. 個人市・府民税・森林環境税額の算出 各種課税資料の情報から課税計算を行う。 4. 税額の決定、変更及び減免の通知 納税通知書、更正及び減免決定通知書等に個人番号を記載して本人に通知する。 5. 証明書発行 ①市民からの証明書発行請求により、算出した住民税額に基づいて各種証明書(課税証明書・所得証明書)を発行する。 ②市民からの証明書発行請求による、コンビニ証明書交付センターからの要求に応答し、個人住民税システムと随時データ連携を行っているコンビニ証明発行システムから、コンビニ証明書交付センターを通じて、請求のあったコンビニ等の交付機へ当該市民の証明書データを返信する。	
情報の突合	個人番号を利用することで、次のとおり個人の特定において正確性を担保する。 ①課税資料等と本市保有情報を突合し、個人の特定等を行っている。 ②課税情報等と生活保護者情報を突合し、非課税者等の特定を行っている。 ③課税資料等と国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料情報を突合し、社会保険料控除額のチェックを行っている。 ④課税情報等と障害者情報を突合し障害者控除のチェックを行っている。	
⑥使用開始日	平成28年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	個人住民税システムの運用管理と保守、パンチ入力及び帳票の印刷の委託	
①委託内容	業務効率化などを目的としてシステムの包括的なアウトソーシングを行っている。 ① 個人住民税システムの運用管理並びに税制改正に伴うシステム改修等 ② 課税資料を基に作成したイメージデータから電子計算機で処理するための入力データの作成 ③ 納税通知書等の大量印刷	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は、原則として禁止しているが、あらかじめ書面により市長の承認を得たときは、この限りでない。なお、再委託先にも受託元と同等の守秘義務などが課せられることとなっている。
	⑥再委託事項	包括的なアウトソーシングに対応するため、データセンターの運用や情報システムの運用・保守を始めパンチ入力、帳票の大量印刷などの業務を再委託している。
委託事項2	地方税電子申告支援サービス運用業務の委託	
①委託内容	地方税共同機構が運営するeLTAX(地方税ポータルシステム)と連携して、LGWANIにより本市に設置する審査サーバ用操作端末と地方税共同機構の認定委託先事業者が運営するデータセンター内に設置された審査サーバとを接続して、電子申告・国税連携データ等の審査やデータ保管等を行う業務を委託している。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社インテック	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は、原則として禁止しているが、あらかじめ書面により市長の承認を得たときは、この限りでない。なお、再委託先にも受託元と同等の守秘義務などが課せられることとなっている。
	⑥再委託事項	・門真市への情報展開 ・ソフトウェアのバージョンアップ対応 ・門真市からの問い合わせ対応(FAQ対応、障害一次対応(現地含む)等) ・門真市との打ち合わせ対応(個人情報を取り扱う業務以外)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (2) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令で定める事務
③提供する情報	番号法第19条第8号に定める個人住民税及び森林環境税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同等
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2	国税庁長官、都道府県知事又は他市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	課税資料の閲覧、記録等、地方税法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は国税に関する法律の規定による事務
③提供する情報	個人住民税及び森林環境税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税及び森林環境税の納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [<input checked="" type="radio"/>] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	1～4月及び随時

提供先3	門真市教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第11号及び門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1項第1号に規定する別表第3の表の第1の項
②提供先における用途	番号法第19条第11号及び門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1項第1号に規定する別表第3の表の第1の項で定める事務
③提供する情報	番号法第19条第11号及び門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条第1項第1号に規定する別表第3の表の第1の項に定める個人住民税及び森林環境税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「②提供先における用途」に記載する事務において必要となる者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (税務システム)
⑦時期・頻度	随時

移転先1	番号法第9条別表に定める事務を所管する部署のうち実施機関が門真市長に属する部署(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項2号に規定する別表第2第2号の表の第1、3、4、5、8、9、10、11、12、14、15、16、17、21の項
②移転先における用途	番号法第9条別表で定められている事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同等
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2	番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務を所管する部署のうち実施機関が門真市長に属する部署(別紙3参照)
①法令上の根拠	門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項に規定する別表第2の表の第1の項
②移転先における用途	門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項に規定する別表第2の表の第1の項に定める事務(別紙3のとおり)
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同等
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<個人住民税システムが設置されたデータセンターにおける措置>

個人住民税システムのサーバは、環境上の脅威(火災、地震、浸水)や安全管理上の脅威(盗難、破壊、破損)から保護された外部データセンターのサーバに設置・保管されている。特定個人情報が格納されたサーバへのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。なお、保存期間経過の機器入替や修理等によりサーバ機器のディスクを破棄する場合、物理破壊やソフトウェアによりその記録内容を消去している。

<課税資料(紙媒体)の措置>

施錠された保管庫で保存している。

<市町村CSにおける措置>

市町村CSは、管理者により入退室管理を行っているサーバ室に設置されている。特定個人情報へのアクセスには、IDとパスワードによる認証が必要である。

<課税原票イメージファイリングシステムにおける措置>

当システムは、管理者により入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管されている。当システムにアクセスするには、IDとパスワードによる認証が必要である。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別添1別紙のとおり

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	番号法第9条第1項別表に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、システムの仕組みとして担保する。また、個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個人住民税システム、統合宛名管理システム、eLTAX(地方税ポータルシステム)及び課税原票イメージファイリングシステムを使用する必要がある職員を限定し、個人ごとにIDと認証用ICカードを与えると共に、ICカードとパスワードで本人認証を行っている。
その他の措置の内容	システムのユーザーIDやアクセス権限については、システム管理者(ICT推進課)が管理を行っており、人事異動情報等の確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
---------------------	--

ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転に関しては、番号法や地方税法等の各種法令に基づき、また、本市の個人情報保護条例等の取扱いに準じ、誰に対してどんな特定個人情報を何の目的で提供・移転できるかの判断を行う事をルールとしており、必要に応じ担当者に対し、研修を行うこととしている。なお、条例等を定めた都度追記する。
-------------------	--

その他の措置の内容	—
-----------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 不適切な方法で提供されるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

2. 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能

3. その他中間サーバーにおけるリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<庁内における措置> 全職員に対して、情報セキュリティ研修及び個人情報保護に関する研修を実施し、違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象になることを周知する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5684
②請求方法	本人又は代理人であることを証明するために必要な書類を請求先窓口を持参し、請求先窓口にて開示等請求書(指定様式)に必要事項を記載し、当該請求書を提出することにより開示等を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	門真市 総務部 課税課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5898
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応については記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年2月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める事務で地方税情報に関するもの

情報照会者(提供先)	特定個人番号利用事務(用途)	情報提供者
一 厚生労働大臣	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	市町村長
二 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	市町村長
三 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	市町村長
四 総務大臣又は都道府県知事	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	市町村長
五 厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	市町村長
七 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	市町村長
十一 都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	市町村長
十三 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	市町村長
十五 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	市町村長
二十 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	市町村長

二十五 市町村長	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施に関する事務であって第二十七条で定めるもの	市町村長
二十六 都道府県知事	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって第二十八条で定めるもの	市町村長
二十八 市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	市町村長
三十七 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	市町村長
三十九 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	市町村長
四十二 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	市町村長
四十八 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	市町村長
四十九 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	市町村長
五十三 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長
五十六 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	市町村長
五十七 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	市町村長

五十八 厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	市町村長
五十九 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	市町村長
六十三 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	市町村長
六十五 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	市町村長
六十六 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	市町村長
六十九 市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	市町村長
七十一 市町村長	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって第七十三条で定めるもの	市町村長
七十三 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	市町村長
七十五 市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	市町村長
七十六 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長
八十 市町村長	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの	市町村長

八十一 都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	市町村長
八十三 地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	市町村長
八十四 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	市町村長
八十六 市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	市町村長
八十七 市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	市町村長
八十八 都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	市町村長
八十九 都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	市町村長
九十 都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	市町村長
九十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	市町村長
九十二 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	市町村長
九十五 市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって第九十七条で定めるもの	市町村長

九十六 市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	市町村長
九十八 厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	市町村長
百六 市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	市町村長
百八 市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	市町村長
百十 厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの	市町村長
百十二 厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの	市町村長
百十五 後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	市町村長
百十八 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第百二十条で定めるもの	市町村長
百二十四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	市町村長
百二十五 都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	市町村長
百二十八 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三十条で定めるもの	市町村長

百二十九 厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	市町村長
百三十 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	市町村長
百三十二 市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	市町村長
百三十六 都道府県知事	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第百三十八条で定めるもの	市町村長
百三十七 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	市町村長
百三十八 厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	市町村長
百三十九 市町村長	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって第百四十一条で定めるもの	市町村長
百四十 独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの	市町村長
百四十一 独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	市町村長
百四十二 厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	市町村長

百四十四 都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	市町村長
百四十七 総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十二年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの	市町村長
百四十九 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第百十一号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第百五十一条で定めるもの	市町村長
百五十 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第百五十二条で定めるもの	市町村長
百五十一 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	市町村長
百五十二 厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	市町村長
百五十三 都道府県知事又は市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって第百五十五条で定めるもの	市町村長
百五十四 厚生労働大臣	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって第百五十六条で定めるもの	市町村長
百五十五 市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	市町村長
百五十六 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	市町村長
百五十八 都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	市町村長

百六十 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	市町村長
百六十一 都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	市町村長
百六十三 地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	市町村長
百六十四 都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	市町村長
百六十五 都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	市町村長
百六十六 都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	市町村長
百六十七 文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	市町村長
百六十八 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第七十条で定めるもの	市町村長
百六十九 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第七十一条で定めるもの	市町村長
百七十 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの	市町村長

百七十一 文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第七十三条で定めるもの	市町村長
百七十二 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第七十四条で定めるもの	市町村長
百七十三 都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第七十五条で定めるもの	市町村長

(別紙2) 番号法第9条第1項別表に定める事務

項番／行政機関等	所管部署	個人番号利用事務
九 市町村長	障がい福祉課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十一 市町村長	障がい福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十三 都道府県知事等	保護課	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十四 都道府県知事又は市町村長	収納課 魅力発信課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
二十七 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都市政策課	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
四十 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校教育課	学校保健安全法(昭和三十二年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
四十四 市町村長又は国民健康保険組合	健康保険課	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
四十六 厚生労働大臣	市民課	国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
五十一 市町村長	障がい福祉課	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
五十二 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都市政策課	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
五十六 都道府県知事等	子ども政策課	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
六十一 市町村長	高齢福祉課	老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
六十七 都道府県知事等	障がい福祉課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
七十 市町村長	健康増進課	母子保健法(昭和三十九年法律第四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は子ども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十一 市町村長(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	子ども政策課	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十五 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)	健康保険課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

九十五 都道府県知事等	保護課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
百 市町村長	高齢福祉課	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
百十一 市町村長	健康増進課	健康増進法(平成十四年法律第三百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
百十七 都道府県知事又は市町村長	障がい福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
百二十七 市町村長	保育幼稚園課	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
百二十八 厚生労働大臣	市民課	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
百三十五 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	福祉政策課	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙3) 番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務

実施機関	所管部署	個人番号利用事務
1 市長	障がい福祉課	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	障がい福祉課	門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例による重度障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	高齢福祉課	高齢者等に対する緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	高齢福祉課	ひとり暮らし等の高齢者に対する安否確認及び緊急連絡の手段を確保するための電話の貸与等に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	高齢福祉課	国民年金法による老齢年金等の支給を受けることができない高齢者に対する給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	障がい福祉課	地域生活支援事業のうち、門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例第2条第1号に規定する日常生活用具給付等事業に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	障がい福祉課	地域生活支援事業のうち、門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例第2条第2号に規定する移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	障がい福祉課	地域生活支援事業のうち、門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例第2条第3号に規定する日中一時支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	こども政策課	門真市こどもの医療費の助成に関する条例によるこどもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	こども政策課	門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)【システム標準化移行前】

No	テーブル名	記録項目
1	人テーブル	1.宛名番号 2.人格区分 3.最新履歴番号 4.電話番号 5.有効宛名番号 6.外字未作成フラグ 7.更新日時 8.更新職員ID 9.バージョン
2	人履歴テーブル	1.宛名番号 2.宛名履歴番号 3.住記区分 4.状態区分 5.世帯識別 6.カナ氏名 7.検索用カナ氏名 8.氏名 9.検索用氏名 10.生年月日 11.生年月日不明コード 12.性別 13.住民票コード 14.個人番号 15.郵便番号 16.都道府県コード 17.市町村コード 18.大字コード 19.小字コード 20.番地コード 21.住所町村名 22.住所字名 24.番地 24.方書 25.宛名方書 26.管轄コード 27.行政区コード 28.隣組コード 29.小学校区コード 30.中学校区コード 31.投票区コード 32.住民となった年月日 33.住民となった年月日不明コード 34.住民となった事由 35.住民となった届出日 36.住民でなくなった年月日 37.住民でなくなった年月日不明コード 38.住民でなくなった事由 39.住民でなくなった届出日 40.異動年月日 41.世帯番号 42.世帯履歴番号 43.所属期間番号 44.更新日時 45.更新職員ID
3	課税台帳テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.最新台帳履歴番号 4.更新日時 5.更新職員ID 6.バージョン
4	課税台帳履歴テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.管轄コード 5.台帳取消フラグ 6.非課税判定区分 7.森林環境税非課税判定区分 8.所得割課税状態区分 9.均等割課税状態区分 10.住民税徴収区分 11.異動事由コード 12.異動理由コード 13.年金特徴中止区分 14.翌年度仮徴収年特中止区分 15.宛名履歴番号 16.異動年月日 17.事業所番号 18.事業所履歴番号 19.受給者番号 20.年特義務者コード 21.年金コード 22.年特継続区分 23.控対配 24.同配 25.本該 配未 26.本該 障害 27.本該 老寡勤 28.本該 寡婦ひとり親 29.扶養人数 合計 30.扶養人数 特定 31.扶養人数 年少 32.扶養人数 老人内同居 33.扶養人数 老人 34.扶養人数 その他 35.扶養障害 合計 36.扶養障害 特別内同居 37.扶養障害 特別 38.扶養障害 普通 39.資料区分 40.青白区分 41.配専区分 42.他専人数 43.普徴終了期 44.普徴開始期 45.特徴終了月 46.特徴開始月 47.年特終了月 48.年特開始月 49.特徴一括徴収区分 50.普徴一括徴収区分 51.年税額 52.普徴年税額 53.特徴年税額 54.年特年税額 55.公年所得算出税額 56.給年所得算出税額 57.道府県民税 均等割額 58.道府県民税 所得割額 59.市町村民税 均等割額 60.市町村民税 所得割額 61.森林環境税額 62.人的資料管理番号 63.人的資料履歴番号 64.通知書発行日 65.更正中収納連携フラグ 66.更正中普徴通知書作成フラグ 67.更正中普徴調定更新番号 68.更正中年特調定更新番号 69.フンストップ特例適用フラグ 70.雑損失繰越・所得控除順 71.所得金額調整控除区分 72.成支所コード 73.作成区分 74.作成日時 75.作成職員ID 76.更新支所コード 77.更新区分 78.更新日時 79.更新職員ID
5	納税義務者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.宛名履歴番号 4.管轄コード 5.期割管轄コード 6.住記区分 7.世帯識別 8.本人カナ氏名 9.本人氏名 10.生年月日 11.性別 12.郵便番号 13.都道府県コード 14.市町村コード 15.大字コード 16.小字コード 17.番地コード 18.住所町村名 19.住所字名 20.番地 21.方書 22.宛名方書 23.行政区コード 24.隣組コード 25.世帯番号 26.続柄コード 27.世帯内順序 28.世帯主カナ氏名 29.世帯主氏名 30.納税義務区分 31.申告発行区分 32.申告免除区分 33.強制非課税区分 34.婚姻歴区分 35.徴収希望区分 36.配偶者個人番号 37.配偶者履歴番号 38.削除フラグ 39.更新日時 40.更新職員ID 41.バージョン
6	家屋敷課税者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.照会書発行区分 4.照会年月日 5.照会番号 6.回答希望年月日 7.受付年月日 8.整理番号 9.照会先課税区分 10.照会先都道府県コード 11.照会先市町村コード 12.代表物件番号 13.代表物件履歴番号 14.物件件数 15.備考 16.更新日時 17.更新職員ID
7	家屋敷物件テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.物件番号 4.物件履歴番号 5.削除フラグ 6.更新日時 7.更新職員ID
8	住登外扶養者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.住登外扶養者番号 4.住登外扶養者履歴番号 5.照会書発行区分 6.照会年月日 7.照会番号 8.回答希望年月日 9.受付年月日 10.整理番号 11.照会先都道府県コード 12.照会先市町村コード 13.更新日時 14.更新職員ID
9	みなし除外者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.照会先都道府県コード 4.照会先市町村コード 5.居所 6.除外者合計所得 7.除外者年税額 8.文書番号 9.更新日時 10.更新職員ID
10	配当還付テーブル	1.賦課年度 2.配当還付管理番号 3.宛名番号 4.調定年度 5.異動年月日 6.通知年月日 7.還付年月日 8.還付状況 9.還付方法 10.還付額 11.還付加算金起算年月日 12.還付加算金 13.通知個人番号 14.事由コード 15.還付理由 16.金融機関コード 17.支店コード 18.口座種別 19.口座番号 20.口座名義人カナ 21.口座名義人 22.備考 23.削除フラグ 24.更新日時 25.更新職員ID 26.バージョン
11	所得テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.所得控除コード 5.所得金額 6.更新日時 7.更新職員ID
12	控除テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.所得控除コード 5.控除金額 6.更新日時 7.更新職員ID
13	課税標準額テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.計算所得コード 5.計算所得額 6.課税標準額 7.計算所得道府県民税額 8.計算所得 市町村民税額 9.更新日時 10.更新職員ID

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)【システム標準化移行前】

No	テーブル名	記録項目
14	軽減免テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.軽減コード 5.減免コード 6.市町村民税 軽減均等割額 7.道府県民税 減免前均等割額 8.道府県民税 減免前所得割額 9.市町村民税 減免前均等割額 10.市町村民税 減免前所得割額 11.道府県民税 減免均等割額 12.道府県民税 減免所得割額 13.市町村民税 減免均等割額 14.市町村民税 減免所得割額 15.更新日時 16.更新職員ID
15	期割テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.期 5.特徴済フラグ 6.事業所番号 7.特徴期割税額 8.特徴期割充当額 9.特徴期割納付額 10.特徴済フラグ 11.特徴期割税額 12.特徴期割充当額 13.特徴期割納付額 14.特徴内年特期割額 15.年特済フラグ 16.年特義務者コード 17.年特期割税額 18.現年度仮徴収年特義務者コード 19.現年度仮徴収年特期割税額 20.翌年度仮徴収年特義務者コード 21.翌年度仮徴収年特期割税額 22.更新日時 23.更新職員ID
16	内特課税台帳テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.控対配 5.同配 6.本該 配未 7.本該 障害 8.本該 老寡勤 9.本該 寡婦ひとり親 10.扶養人数 合計 11.扶養人数 特定 12.扶養人数 年少 13.扶養人数 老人内同居 14.扶養人数 老人 15.扶養人数 その他 16.扶養障害 合計 17.扶養障害 特別内同居 18.扶養障害 特別 19.扶養障害 普通 20.年税額 21.道府県民税 均等割額 22.道府県民税 所得割額 23.市町村民税 均等割額 24.市町村民税 所得割額 25.森林環境税額 26.更新日時 27.更新職員ID
17	内特所得テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.所得控除コード 5.所得金額 6.更新日時 7.更新職員ID
18	内特控除テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.所得控除コード 5.控除金額 6.更新日時 7.更新職員ID
19	内特課税標準額テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.計算所得コード 5.計算所得額 6.課税標準額 7.計算所得道府県民税額 8.計算所得 市町村民税額 9.更新日時 10.更新職員ID
20	内特計算過程税額テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.計算税額コード 5.計算過程 道府県民税額 6.計算過程 市町村民税額 7.更新日時 8.更新職員ID
21	内特軽減免テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.軽減コード 5.減免コード 6.市町村民税 軽減均等割額 7.道府県民税 減免前均等割額 8.道府県民税 減免前所得割額 9.市町村民税 減免前均等割額 10.市町村民税 減免前所得割額 11.道府県民税 減免均等割額 12.道府県民税 減免所得割額 13.市町村民税 減免均等割額 14.市町村民税 減免所得割額 15.更新日時 16.更新職員ID
22	扶養テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.被扶養者番号 5.被扶養者履歴番号 6.扶養関係区分 7.専従区分 8.障害区分 9.扶養区分 10.非居住区分 11.専従者控除額 12.所得金額調整控除扶養親族等区分 13.更新日時 14.更新職員ID
23	給与支払報告書テーブル	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.受給者番号 5.年末調整区分 6.控対配 7.控対配有 8.控対配 無 9.控対配 老 10.同配 11.同配該当区分 12.扶養人数 合計 13.扶養人数 特定 14.扶養人数 年少 15.扶養人数 老人内同居 16.扶養人数 老人 17.扶養人数 その他 18.扶養障害 合計 19.扶養障害 特別内同居 20.扶養障害 特別 21.扶養障害 普通 22.非居住者親族数 23.摘要 24.本該 配未 25.本該 夫あり 26.本該 未成年 27.本該 障害 28.本該 特障 29.本該 他障 30.本該 老寡勤 31.本該 老人 32.本該 寡婦一般/寡婦 33.本該 寡婦特別 34.本該 寡夫/ひとり親 35.本該 勤労学生 36.本該 寡婦ひとり親 37.乙欄 38.死亡退職 39.災害者 40.外国人 41.就職年月日 42.退職年月日 43.専給区分 44.前職区分 45.非合算区分 46.住借特控申告提出区分 47.住借特控入居年月日 48.住借特控区分 49.住借特控入居年月日2 50.住借特控区分2 51.住借特控可能額区分 52.備考(控除対象扶養親族) 53.備考(16歳未満) 54.所得金額調整控除区分 55.事業所番号 56.事業所履歴番号 57.前職事業所番号 58.前職事業所履歴番号 59.前職支払金額 60.登録区分 61.更新日時 62.更新職員ID
24	公的年金支払報告書テーブル	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.本該 障害 5.本該 特障 6.本該 他障 7.老寡勤 8.本該 老年者 9.寡婦寡夫 10.寡婦特別/ひとり親 11.本該 寡婦ひとり親 12.控対配 13.控対配有 14.控対配 無 15.控対配 老 16.同配 17.同配該当区分 18.扶養人数 合計 19.扶養人数 特定 20.扶養人数 年少 21.扶養人数 老人 22.扶養人数 その他 23.扶養障害 合計 24.扶養障害 特別内同居 25.扶養障害 特別 26.扶養障害 普通 27.非居住者親族数 28.摘要 29.事業所番号 30.事業所履歴番号 31.年特義務者コード 32.公年管理番号 33.源泉控除対象配偶者 配偶者控除適用上限額以下 34.登録区分 35.更新日時 36.更新職員ID
25	申告書テーブル	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.納税者番号 5.青白区分 6.控対配 7.同配 8.本該 配未 9.本該 障害 10.本該 老寡勤 11.本該 寡婦ひとり親 12.扶養人数 合計 13.扶養人数 特定 14.扶養人数 年少 15.扶養人数 老人内同居 16.扶養人数 老人 17.扶養人数 その他 18.扶養障害 合計 19.扶養障害 特別内同居 20.扶養障害 特別 21.扶養障害 普通 22.非居住者親族数 23.住借特控入居年月日 24.住借特控区分 25.住借特控入居年月日2 26.住借特控区分2 27.住借特控可能額区分 28.局署番号 29.eLTAX整理番号 30.利用者識別番号 31.eLTAX/タッチ番号 32.受付番号 33.台帳番号 34.ファイル種別 35.第二表未入力フラグ 36.雑損繰越・所得控除順 37.特例医療費区分 38.所得金額調整控除区分 39.特定配当等・株式譲渡所得全部申告不要区分 40.退職所得のある配偶者・親族有無区分 41.税区分 42.税額優先区分 43.更新日時 44.更新職員ID

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)【システム標準化移行前】

No	テーブル名	記録項目
26	所得情報テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.業務コード 4.最新所得情報履歴番号 5.備考 6.更新日時 7.更新職員ID 8.バージョン
27	所得情報履歴テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.業務コード 4.所得情報履歴番号 5.住民税締回数 6.住民税履歴番号 7.更正年月日 8.申告区分 9.納税義務区分 10.控対配 11.同配 12.本該配未 13.本該障害 14.本該老寡勤 15.本該寡婦ひとり親 16.扶養人数 合計 17.扶養人数 特定 18.扶養人数 年少 19.扶養人数 老人同居 20.扶養人数 老人 21.扶養人数 その他 22.扶養人数 その他(16歳以上18歳以下) 23.扶養人数 その他(23歳以上69歳以下) 24.扶養障害 合計 25.扶養障害 特別同居 26.扶養障害 特別 27.扶養障害 普通 28.各種住民金額 29.市町村民税 総所得 30.市町村民税 超短期土地等事業所得 31.市町村民税 土地等事業所得 32.市町村民税 分離短期譲渡所得 一般 33.市町村民税 分離短期譲渡所得 軽減 34.市町村民税 分離長期譲渡所得 一般 35.市町村民税 分離長期譲渡所得 特定 36.市町村民税 分離長期譲渡所得 軽課 37.市町村民税 株式譲渡所得 38.市町村民税 株式譲渡所得 未公開 39.市町村民税 株式譲渡所得 上場 40.市町村民税 分離配当所得 41.市町村民税 先物取引所得 42.市町村民税 山林所得 43.市町村民税 退職所得 44.市町村民税 特例肉用牛所得 45.市町村民税 調整額 46.市町村民税 所得変動経過措置額 47.市町村民税 免税する所得割額 48.市町村民税 調整控除 49.市町村民税 寄附金税額控除 50.市町村民税 住宅借入金等特別控除額 51.市町村民税 配当控除 52.市町村民税 外国税額控除 53.市町村民税 配当割 54.市町村民税 株式譲渡所得割 55.市町村民税 定額減税前所得割 56.市町村民税 定額減税額 57.市町村民税 軽減前所得割 58.市町村民税 定率控除後所得割 59.市町村民税 軽減後所得割 60.市町村民税 所得割 61.市町村民税 軽減前均等割 62.市町村民税 軽減均等割 63.市町村民税 減免均等割 64.市町村民税 均等割 65.道府県民税 総所得 66.道府県民税 超短期土地等事業所得 67.道府県民税 土地等事業所得 68.道府県民税 分離短期譲渡所得 一般 69.道府県民税 分離短期譲渡所得 軽減 70.道府県民税 分離長期譲渡所得 一般 71.道府県民税 分離長期譲渡所得 特定 72.道府県民税 分離長期譲渡所得 軽課 73.道府県民税 株式譲渡所得 74.道府県民税 株式譲渡所得 未公開 75.道府県民税 株式譲渡所得 上場 76.道府県民税 分離配当所得 77.道府県民税 先物取引所得 78.道府県民税 山林所得 79.道府県民税 退職所得 80.道府県民税 特例肉用牛所得 81.道府県民税 調整額 82.道府県民税 所得変動経過措置額 83.免税する所得割額 84.道府県民税 調整控除 85.道府県民税 寄附金税額控除 86.道府県民税 住宅借入金等特別控除額 87.道府県民税 配当控除 88.道府県民税 外国税額控除 89.道府県民税 配当割 90.道府県民税 株式譲渡所得割 91.道府県民税 定額減税前所得割 92.道府県民税 定額減税額 93.道府県民税 軽減前所得割 94.道府県民税 定率控除後所得割 95.道府県民税 軽減後所得割 96.道府県民税 所得割 97.道府県民税 軽減前均等割 98.道府県民税 減免均等割 99.道府県民税 均等割 100.雑損繰越所得控除順 101.更新日時 102.更新職員ID
28	公的年金支払情報テーブル	1.公年管理番号 2.市町村コード 3.年特義務者コード 4.通知内容コード 5.作成年月日 6.整理番号1 7.提出義務者の住所又は所在地 8.提出義務者の氏名又は名称 9.提出義務者の電話番号 10.整理番号2 11.支払いを受ける者の国外住所表示 12.生年月日 13.性別 14.カナ氏名 15.漢字氏名 16.郵便番号 17.カナ住所 18.漢字住所 19.支払金額1 20.支払金額2 21.支払金額3 22.支払金額4 23.未払金額1 24.未払金額2 25.支払金額3 26.支払金額4 27.源泉徴収額1 28.源泉徴収額2 29.源泉徴収額3 30.源泉徴収額4 31.未徴収額1 32.未徴収額2 33.未徴収額3 34.未徴収額4 35.本人特別障害者 36.本人その他障害者 37.本人ひとり親・特別寡婦 38.本人寡婦・寡夫 39.本該寡婦ひとり親 39.控除対象配偶者有無 40.控除対象配偶者有無 老人 41.扶養人数 特定 42.扶養人数 老人 43.扶養人数 その他 44.障害人数 特別 45.障害人数 その他 46.社会保険料の金額 47.摘要(同居特別障害者の数) 48.摘要2 49.支払年分 50.16歳未満の扶養親族の数 51.非居住者である親族の数 52.提出義務者の法人番号 53.支払を受ける者の個人番号 54.控除対象配偶者フリガナ 55.控除対象配偶者氏名 56.控除対象配偶者区分 57.控除対象配偶者個人番号 58.源泉控除対象配偶者 配偶者の合計所得 59.源泉控除対象配偶者 配偶者控除適用上限額以下 60.控除対象扶養親族(1)フリガナ 61.控除対象扶養親族(1)氏名 62.控除対象扶養親族(1)区分 63.控除対象扶養親族(1)個人番号 64.控除対象扶養親族(2)フリガナ 65.控除対象扶養親族(2)氏名 66.控除対象扶養親族(2)区分 67.控除対象扶養親族(2)個人番号 68.16歳未満の扶養親族(1)フリガナ 69.16歳未満の扶養親族(1)氏名 70.16歳未満の扶養親族(1)区分 71.16歳未満の扶養親族(1)個人番号 72.16歳未満の扶養親族(2)フリガナ 73.16歳未満の扶養親族(2)氏名 74.16歳未満の扶養親族(2)区分 75.16歳未満の扶養親族(2)個人番号 76.受給者番号 77.レコードイメージ 78.ファイルID 79.更新日時 80.更新職員ID 81.バージョン
29	年金特徴対象者テーブル	1.賦課年度 2.年特管理番号 3.市町村コード 4.捕捉年月 5.年特義務者コード 6.整理番号1 7.年金コード 8.生年月日 9.性別 10.カナ氏名 11.漢字氏名 12.郵便番号 13.カナ住所 14.漢字住所 15.各種区分コード 16.年金支給額 17.整理番号2 18.個人番号 19.宛名番号 20.複数年金フラグ 21.状態区分 22.清音済カナ氏名 23.レコードイメージ 24.ファイルID 25.更新日時 26.更新職員ID 27.バージョン
30	年金特徴依頼状態テーブル	1.賦課年度 2.捕捉年月 3.年特開始年月 4.データ件数 5.突合済フラグ 6.依頼済フラグ 7.取込済フラグ 8.更新日時 9.更新職員ID 10.バージョン
31	年金特徴徴収結果テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.期別コード 4.旧市町村コード 5.年特義務者コード 6.年金保険者区分 7.通知内容コード 8.各種区分コード 9.収納年月日 10.期別税額 11.更新日時 12.更新職員ID 13.バージョン

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)【システム標準化移行前】

No	テーブル名	記録項目
32	年金特徴決定個人テーブル	1.賦課年度 2.処理管理番号 3.宛名番号 4.台帳履歴番号 5.更新日時 6.更新職員ID
33	年金特徴義務者マスタ	1.年特義務者コード 2.年金特徴義務者名 3.年金特徴区分 4.削除フラグ 5.更新日時 6.更新職員ID 7.バージョン
34	変更個人テーブル	1.賦課年度 2.事業所番号 3.変更履歴番号 4.宛名番号 5.締回数 6.台帳履歴番号 7.変更区分 8.更新日時 9.更新職員ID
35	森林環境税免除テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.免除理由コード 5.免除前森林環境税額 6.森林環境税免除額 7.更新日時 8.更新職員ID
36	帳票文言マスタ	1.帳票ID 2.識別ID 3.文言番号 4.項目名 5.桁数 6.文言 7.共通文言ID 8.更新日時 9.更新職員ID
37	発布番号マスタ	1.発付番号 2.発付番号名 3.接頭文字 4.接尾文字 5.連番 6.表示区分 7.削除フラグ 8.更新日時 9.更新職員ID 10.バージョン
38	みなし除外者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.照会先都道府県コード 4.照会先市町村コード 5.居所 6.除外者合計所得 7.除外者年税額 8.文書番号 9.更新日時 10.更新職員ID
39	(住登外)宛名外国人情報テーブル	1.宛名番号 2.宛名履歴番号 3.テーブル区分 4.カナ本名 5.本名 6.カナアルファベット氏名 7.カナ漢字氏名 8.検索用カナ外国人氏名 9.アルファベット氏名 10.漢字氏名 11.検索用外国人氏名 12.カナ通称 13.通称 14.カタカナ表記 15.30条45規定区分 16.在留カード等の番号 17.国籍・地域コード 18.在留資格コード 19.在留期間等年 20.在留期間等月 21.在留期間等日 22.在留期間等 23.在留期間等の満了の日 24.更新日時 25.更新職員ID
40	所得控除マスタ	1.賦課年度 2.所得控除コード 3.所得控除区分 4.所得控除名称 5.所得控除略称 6.所得控除表示順 7.課税台帳記号 8.表示区分 9.印刷区分 10.給報記号 11.公年記号 12.確申B記号 13.確申B分離記号 14.確申A記号 15.市町村申告記号 16.確申職権記号 17.市町村申告職権記号 18.その他所得記号 19.給報表示順 20.公年表示順 21.確申B表示順 22.確申A表示順 23.市町村申告表示順 24.その他所得表示順 25.削除フラグ 26.更新日時 27.更新職員ID 28.バージョン
41	判定額マスタ	1.賦課年度 2.管轄コード 3.税区分 4.判定額コード 5.判定額名称 6.判定額 7.削除フラグ 8.更新日時 9.更新職員ID 10.バージョン
42	個人住民税パラメータマスタ	1.賦課年度 2.管轄コード 3.道府県区分 4.市町村区分 5.市町村民税 均等割設定額 6.道府県民税 均等割設定額 7.市町村民税 環境税額 8.道府県民税 環境税額 9.特徴 一括徴収限度額 10.特徴 期割税額端数単位 11.特徴 課税決定時締回数 12.特徴 証明書発行可能年月日 13.普徴 一括徴収限度額 14.普徴 期割税額端数単位 15.普徴 課税決定時締回数 16.普徴 証明書発行可能年月日 17.年特 一括徴収限度額 18.年特 期割税額端数単位 19.年特 課税確定時締回数 20.年特 依頼データ締回数 21.年特 仮徴収引継締回数 22.高齢者 判定基準年月日 23.未成年 判定基準年月日 24.外部連携締回数 25.道府県民税報告締回数 26.検索年度切替年月日 27.特徴 還付加算金起算日 28.普徴 還付加算金起算日 29.環境税計算方法区分 30.更新日時 31.更新職員ID 32.バージョン
43	計算過程税額テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.計算税額コード 5.計算税額 道府県民税額 6.計算税額 市町村民税額 7.更新日時 8.更新職員ID
44	計算税額マスタ	1.賦課年度 2.計算税額コード 3.計算税額名称 4.計算税額略称 5.計算税額表示順 6.表示フラグ 7.削除フラグ 8.更新日時 9.更新職員ID 10.バージョン
45	公印マスタ	1.公印ID 2.代理区分 3.公印名 4.職務者肩書1 5.職務者肩書2 6.職務者氏名 7.印影データ 8.印影ファイル名 9.期限FROM 10.期限TO 11.削除フラグ 12.更新日時 13.更新職員ID 14.バージョン

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)【システム標準化移行前】

No	テーブル名	記録項目
46	課税所得証明書(帳票)テーブル	1.賦課年度 2.文書タイトル 3.発付番号 4.住所 5.氏名 6.生年月日 7.所得年 8.合計所得金額 9.所得名称 10.所得額 11.給与収入 12.うち専従者給与収入 13.公的年金収入 14.備考 15.所得控除計 16.控除対象配偶者 17.配偶者控除 18.配偶者特別控除 19.扶養人数 特定 20.扶養人数 老人 21.扶養人数 その他 22.扶養障害 特別 23.扶養障害 その他 24.本人障害 25.タイトル(老寡ひ勤) 26.老寡ひ勤 27.扶養控除額 特定 28.扶養控除額 老人 29.扶養控除額 その他 30.タイトル(扶養控除額 障害者分) 31.扶養控除額 障害者分 32.扶養障害控除額 特別 33.扶養障害控除額 他 34.本人障害控除額 35.老寡ひ勤控除額 36.所得控除名称 37.所得控除額 38.課税標準額 計 39.課税総所得 40.課税分離譲渡所得等 41.課税山林所得 42.タイトル(課税標準額) 43.課税土地等の事業雑所得 44.タイトル("市"民税) 45.タイトル("県"民税) 46.市民税 税額控除前所得割 47.県民税 税額控除前所得割 48.税額控除等名称 49.市民税 税額控除等金額 50.県民税 税額控除等金額 51.市民税 減免前所得割 52.県民税 減免前所得割 53.市民税 所得割減免 54.県民税 所得割減免 55.市民税 所得割 56.県民税 所得割 57.市民税 軽減前均等割 58.県民税 軽減前均等割 59.市民税 均等割軽減 60.市民税 減免前均等割 61.県民税 減免前均等割 62.市民税 均等割減免 63.県民税 均等割減免 64.市民税 均等割 65.県民税 均等割 66.タイトル("市県"民税額) 67.市県民税額 68.市民税控除不足額 69.県民税 控除不足額 70.タイトル(16歳未満の扶養親族の数) 71.16歳未満の扶養親族の数 72.同一生計配偶者 73.認証文 74.発行年月日 75.職務者肩書1 76.職務者肩書2 77.職務者名 78.公印 79.公印但書
47	コンビニ交付事業者マスタ	1.事業者コード 2.ストア名 3.事業者名 4.削除フラグ 5.更新日時 6.更新職員ID 7.バージョン
48	広域交付ジャーナル情報テーブル	1.電文連番 2.ジャーナル順番 3.取引日時 4.取引曜日区分 5.取引休日区分 6.カード番号 7.宛名番号 8.印刷結果 9.事業者コード 10.業務コード 11.機能ID 12.キー情報 13.制度科目コード 14.帳票ID 15.帳票名 16.発付日 17.用途区分 18.発行部数 19.発行手数料 20.個人アクセス情報 21.発付番号ID 22.発付番号 23.端末ID 24.発行元装置番号 25.一部あたりの枚数 26.電子契印開始番号 27.電子契印終了番号 28.店舗名称 29.店舗住所 30.店舗住所コード 31.発行区分 32.特定制御項目コード 33.証明書ファイルデータ 34.補足 35.更新日時 36.更新職員ID

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)【システム標準化移行後】

No	テーブル名	記録項目
1	人テーブル	1.宛名番号 2.人格区分 3.最新履歴番号 4.電話番号 5.有効宛名番号 6.外字未作成フラグ 7.更新日時 8.更新職員ID 9.バージョン
2	人履歴テーブル	1.宛名番号 2.宛名履歴番号 3.住記区分 4.状態区分 5.世帯識別 6.カナ氏名 7.検索用カナ氏名 8.氏名 9.検索用氏名 10.生年月日 11.生年月日FROM 12.生年月日TO 13.生年月日不明コード 14.生年月日不明区分 15.性別 16.住民票コード 17.個人番号 18.郵便番号 19.都道府県コード 20.市町村コード 21.大字コード 22.小字コード 23.番地コード 24.住所町村名 25.住所字名 26.番地 27.方書 28.宛名方書 29.管轄コード 30.行政区コード 31.隣組コード 32.小学校区コード 33.中学校区コード 34.投票区コード 35.住民となった年月日 36.住民となった年月日FROM 37.住民となった年月日TO 38.住民となった年月日不明コード 39.住民となった年月日不明区分 40.住民となった事由 41.住民となった届出日 42.住民でなくなった年月日 43.住民でなくなった年月日FROM 44.住民でなくなった年月日TO 45.住民でなくなった年月日不明コード 46.住民でなくなった年月日不明区分 47.住民でなくなった事由 48.住民でなくなった届出日 49.異動年月日 50.世帯番号 51.世帯履歴番号 52.所属期間番号 53.更新日時 54.更新職員ID
3	課税台帳テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.最新台帳履歴番号 4.更新日時 5.更新職員ID 6.バージョン
4	課税台帳履歴テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.管轄コード 5.台帳取消フラグ 6.非課税判定区分 7.森林環境税非課税判定区分 8.所得割課税状態区分 9.均等割課税状態区分 10.住民税徴収区分 11.異動事由コード 12.異動理由コード 13.年金特徴中止区分 14.翌年度仮徴収年特中止区分 15.宛名履歴番号 16.異動年月日 17.事業所番号 18.事業所履歴番号 19.受給者番号 20.年特義務者コード 21.年金コード 22.年特継続区分 23.控対配 24.同配 25.本該 配未 26.本該 障害 27.本該 老寡勤 28.本該 寡婦ひとり親 29.扶養人数 合計 30.扶養人数 特定 31.扶養人数 年少 32.扶養人数 老人内同居 33.扶養人数 老人 34.扶養人数 その他 35.扶養障害 合計 36.扶養障害 特別内同居 37.扶養障害 特別 38.扶養障害 普通 39.資料区分 40.青白区分 41.配専区分 42.他専人数 43.普徴終了期 44.普徴開始期 45.特徴終了月 46.特徴開始月 47.年特終了月 48.年特開始月 49.特徴一括徴収区分 50.普徴一括徴収区分 51.年税額 52.普徴年税額 53.特徴年税額 54.年特年税額 55.公年所得算出税額 56.給年所得算出税額 57.道府県民税 均等割額 58.道府県民税 所得割額 59.市町村民税 均等割額 60.市町村民税 所得割額 61.森林環境税額 62.人的資料管理番号 63.人的資料履歴番号 64.通知書発付日 65.給特通知書発付日 66.確定申告日 67.特徴義務者通知理由 68.納税義務者通知理由 69.更正中収納連携フラグ 70.更正中普徴通知書作成フラグ 71.更正中普徴調定更新番号 72.更正中年特調定更新番号 73.ワンストップ特例適用フラグ 74.雑損失繰越・所得控除順 75.所得金額調整控除区分 76.作成支所コード 77.作成区分 78.作成日時 79.作成職員ID 80.更新支所コード 81.更新区分 82.更新日時 83.更新職員ID
5	納税義務者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.宛名履歴番号 4.管轄コード 5.期割管轄コード 6.住記区分 7.世帯識別 8.本人カナ氏名 9.本人氏名 10.生年月日 11.性別 12.郵便番号 13.都道府県コード 14.市町村コード 15.大字コード 16.小字コード 17.番地コード 18.住所町村名 19.住所字名 20.番地 21.方書 22.宛名方書 23.行政区コード 24.隣組コード 25.世帯番号 26.続柄コード 27.世帯内順序 28.世帯主カナ氏名 29.世帯主氏名 30.納税義務区分 31.申告発行区分 32.申告免除区分 33.申告書発送希望区分 34.租税条約区分 35.強制非課税区分 36.生活扶助区分 37.障害者該当区分 38.寡婦ひとり親該当区分 39.婚姻歴区分 40.徴収希望区分 41.配偶者宛名番号 42.配偶者履歴番号 43.遠隔地扶養者(専従主)区分 44.遠隔地扶養者(専従主)番号 45.遠隔地扶養者(専従主)履歴番号 46.寄附金特例不適用理由区分 47.寄附金特例不適用通知区分 48.寄附金特例不適用通知年月日 49.削除フラグ 50.更新日時 51.更新職員ID 52.バージョン
6	家屋敷課税者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.照会書発行区分 4.照会年月日 5.照会番号 6.回答希望年月日 7.受付年月日 8.整理番号 9.照会先課税区分 10.照会先都道府県コード 11.照会先市町村コード 12.代表物件番号 13.代表物件履歴番号 14.物件件数 15.備考 16.更新日時 17.更新職員ID
7	家屋敷物件テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.物件番号 4.物件履歴番号 5.削除フラグ 6.更新日時 7.更新職員ID
8	住登外扶養者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.住登外扶養者番号 4.住登外扶養者履歴番号 5.照会書発行区分 6.照会年月日 7.照会番号 8.回答希望年月日 9.受付年月日 10.整理番号 11.照会先都道府県コード 12.照会先市町村コード 13.更新日時 14.更新職員ID
9	みなし除外者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.照会先都道府県コード 4.照会先市町村コード 5.居所 6.294-3通知区分 7.294-3通知年月日 8.294-3通知備考1 9.294-3通知備考2 10.294-3通知備考3 11.除外者合計所得 12.除外者年税額 13.文書番号 14.更新日時 15.更新職員ID
10	配当還付テーブル	1.賦課年度 2.配当還付管理番号 3.宛名番号 4.調定年度 5.異動年月日 6.通知年月日 7.還付年月日 8.還付状況 9.還付方法 10.還付額 11.還付加算金起算年月日 12.還付加算金 13.通知個人番号 14.事由コード 15.還付理由 16.金融機関コード 17.支店コード 18.口座種別 19.口座番号 20.口座名義人カナ 21.口座名義人 22.備考 23.削除フラグ 24.更新日時 25.更新職員ID 26.バージョン
11	所得テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.所得控除コード 5.所得金額 6.更新日時 7.更新職員ID

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)【システム標準化移行後】

No	テーブル名	記録項目
12	控除テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.所得控除コード 5.控除金額 6.更新日時 7.更新職員ID
13	課税標準額テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.計算所得コード 5.計算所得額 6.課税標準額 7.計算所得道府県民税額 8.計算所得 市町村民税額 9.更新日時 10.更新職員ID
14	軽減免テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.軽減コード 5.減免コード 6.市町村民税 軽減均等割額 7.道府県民税 減免前均等割額 8.道府県民税 減免前所得割額 9.市町村民税 減免前均等割額 10.市町村民税 減免前所得割額 11.道府県民税 減免均等割額 12.道府県民税 減免所得割額 13.市町村民税 減免均等割額 14.市町村民税 減免所得割額 15.減免対象給特開始月 16.減免対象普徴開始期 17.均等割減免フラグ 18.減免対象税額 19.減免内容区分 20.減免割合 21.減免額合計 22.減免決定通知日 23.更新日時 24.更新職員ID
15	期割テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.期 5.特徴済フラグ 6.事業所番号 7.特徴期割税額 8.特徴期割充当額 9.特徴期割納付額 10.普徴済フラグ 11.普徴期割税額 12.普徴期割充当額 13.普徴期割納付額 14.普徴内年特期割額 15.年特済フラグ 16.年特義務者コード 17.年特期割税額 18.現年度仮徴収年特義務者コード 19.現年度仮徴収年特期割税額 20.翌年度仮徴収年特義務者コード 21.翌年度仮徴収年特期割税額 22.更新日時 23.更新職員ID
16	内特課税台帳テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.控対配 5.同配 6.本該 配未 7.本該 障害 8.本該 老寡勤 9.本該 寡婦ひとり親 10.扶養人数 合計 11.扶養人数 特定 12.扶養人数 年少 13.扶養人数 老人内同居 14.扶養人数 老人 15.扶養人数 その他 16.扶養障害 合計 17.扶養障害 特別内同居 18.扶養障害 特別 19.扶養障害 普通 20.年税額 21.道府県民税 均等割額 22.道府県民税 所得割額 23.市町村民税 均等割額 24.市町村民税 所得割額 25.森林環境税額 26.更新日時 27.更新職員ID
17	内特所得テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.所得控除コード 5.所得金額 6.更新日時 7.更新職員ID
18	内特控除テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.所得控除コード 5.控除金額 6.更新日時 7.更新職員ID
19	内特課税標準額テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.計算所得コード 5.計算所得額 6.課税標準額 7.計算所得道府県民税額 8.計算所得 市町村民税額 9.更新日時 10.更新職員ID
20	内特計算過程税額テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.計算税額コード 5.計算過程 道府県民税額 6.計算過程 市町村民税額 7.更新日時 8.更新職員ID
21	内特軽減免テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.軽減コード 5.減免コード 6.市町村民税 軽減均等割額 7.道府県民税 減免前均等割額 8.道府県民税 減免前所得割額 9.市町村民税 減免前均等割額 10.市町村民税 減免前所得割額 11.道府県民税 減免均等割額 12.道府県民税 減免所得割額 13.市町村民税 減免均等割額 14.市町村民税 減免所得割額 15.更新日時 16.更新職員ID
22	扶養テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.被扶養者番号 5.被扶養者履歴番号 6.扶養関係区分 7.専従区分 8.障害区分 9.扶養区分 10.非居住区分 11.専従者控除額 12.所得金額調整控除扶養親族等区分 13.更新日時 14.更新職員ID
23	資料管理テーブル	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.資料区分 5.異動理由コード 6.宛名番号 7.宛名履歴番号 8.異動年月日 9.エラーコード 10.エラーコード全件 11.警告エラーコード 12.警告エラーコード全件 13.バッチ番号 14.バッチ連番 15.整理番号 16.住民税徴収区分 17.主たる報告書区分 18.連携番号 19.連携用管理番号 20.更新日時 21.更新職員ID 22.バージョン
24	給与支払報告書テーブル	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.受給者番号 5.年末調整区分 6.控対配 7.控対配有 8.控対配 無 9.控対配 老 10.同配 11.同配該当区分 12.扶養人数 合計 13.扶養人数 特定 14.扶養人数 年少 15.扶養人数 老人内同居 16.扶養人数 老人 17.扶養人数 その他 18.扶養障害 合計 19.扶養障害 特別内同居 20.扶養障害 特別 21.扶養障害 普通 22.非居住者親族数 23.摘要 24.本該 配未 25.本該 夫あり 26.本該 未成年 27.本該 障害 28.本該 特障 29.本該 他障 30.本該 老寡勤 31.本該 老人 32.本該 寡婦一般/寡婦 33.本該 寡婦特別 34.本該 寡夫/ひとり親 35.本該 勤労学生 36.本該 寡婦ひとり親 37.乙欄 38.死亡退職 39.災害者 40.外国人 41.就職年月日 42.退職年月日 43.専給区分 44.前職区分 45.非合算区分 46.住借特控申告提出区分 47.住借特控入居年月日 48.住借特控区分 49.住借特控入居年月日2 50.住借特控区分2 51.住借特控可能額区分 52.備考(控除対象扶養親族) 53.備考(16歳未満) 54.所得金額調整控除区分 55.優先特徴給報区分 56.事業所番号 57.事業所履歴番号 58.前職事業所番号 59.前職事業所履歴番号 60.前職支払金額 61.前職社会保険料 62.前職源泉徴収税額 63.登録区分 64.更新日時 65.更新職員ID

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)【システム標準化移行後】

No	テーブル名	記録項目
25	公的年金支払報告書テーブル	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.本該障害 5.本該特障 6.本該他障 7.本該老寡勤 8.本該老年者 9.本該寡婦寡夫／寡婦 10.本該寡婦特別／ひとり親 11.本該寡婦ひとり親 12.控対配 13.控対配有 14.控対配無 15.控対配老 16.同配 17.同配該当区分 18.扶養人数合計 19.扶養人数特定 20.扶養人数年少 21.扶養人数老人 22.扶養人数その他 23.扶養障害合計 24.扶養障害特別内同居 25.扶養障害特別 26.扶養障害普通 27.非居住者親族数 28.摘要 29.事業所番号 30.事業所履歴番号 31.年特義務者コード 32.公年管理番号 33.源泉控除対象配偶者 配偶者控除適用上限額以下 34.非合算区分 35.登録区分 36.更新日時 37.更新職員ID
26	申告書テーブル	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.納税者番号 5.青白区分 6.控対配 7.同配 8.本該配未 9.本該障害 10.本該老寡勤 11.本該寡婦ひとり親 12.扶養人数合計 13.扶養人数特定 14.扶養人数年少 15.扶養人数老人内同居 16.扶養人数老人 17.扶養人数その他 18.扶養障害合計 19.扶養障害特別内同居 20.扶養障害特別 21.扶養障害普通 22.非居住者親族数 23.住借特控入居年月日 24.住借特控区分 25.住借特控入居年月日2 26.住借特控区分2 27.住借特控可能額区分 28.局署番号 29.eLTAX整理番号 30.利用者識別番号 31.eLTAXバッチ番号 32.受付番号 33.台帳番号 34.ファイル種別 35.第二表未入力フラグ 36.雑損失繰越・所得控除順 37.特例医療費区分 38.所得金額調整控除区分 39.特定配当等・株式譲渡所得全部申告不要区分 40.退職所得のある配偶者・親族有無区分 41.非合算区分 42.調査要否区分 43.調査状況区分 44.調査内容 45.備考1 46.備考2 47.税区分 48.税額優先区分 49.更新日時 50.更新職員ID
27	所得情報テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.業務コード 4.最新所得情報履歴番号 5.備考 6.更新日時 7.更新職員ID 8.バージョン
28	所得情報履歴テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.業務コード 4.所得情報履歴番号 5.住民税締回数 6.住民税履歴番号 7.更正年月日 8.申告区分 9.納税義務区分 10.控対配 11.同配 12.本該配未 13.本該障害 14.本該老寡勤 15.本該寡婦ひとり親 16.扶養人数合計 17.扶養人数特定 18.扶養人数年少 19.扶養人数老人同居 20.扶養人数老人 21.扶養人数その他 22.扶養人数その他(16歳以上18歳以下) 23.扶養人数その他(23歳以上69歳以下) 24.扶養障害合計 25.扶養障害特別同居 26.扶養障害特別 27.扶養障害普通 28.各種住民金額 29.市町村民税総所得 30.市町村民税超短期土地等事業所得 31.市町村民税土地等事業所得 32.市町村民税分離短期譲渡所得一般 33.市町村民税分離短期譲渡所得軽減 34.市町村民税分離長期譲渡所得一般 35.市町村民税分離長期譲渡所得特定 36.市町村民税分離長期譲渡所得軽減 37.市町村民税株式譲渡所得 38.市町村民税株式譲渡所得未公開 39.市町村民税株式譲渡所得上場 40.市町村民税分離配当所得 41.市町村民税先物取引所得 42.市町村民税山林所得 43.市町村民税退職所得 44.市町村民税特例肉用牛所得 45.市町村民税調整額 46.市町村民税所得変動経過措置額 47.市町村民税免税する所得割額 48.市町村民税調整控除 49.市町村民税寄附金税額控除 50.市町村民税住宅借入金等特別控除額 51.市町村民税配当控除 52.市町村民税外国税額控除 53.市町村民税配当割 54.市町村民税株式譲渡所得割 55.市町村民税定額減税前所得割 56.市町村民税定額減税額 57.市町村民税軽減前所得割 58.市町村民税定率控除後所得割 59.市町村民税軽減前所得割 60.市町村民税所得割 61.市町村民税軽減前均等割 62.市町村民税軽減均等割 63.市町村民税減免均等割 64.市町村民税均等割 65.道府県民税総所得 66.道府県民税超短期土地等事業所得 67.道府県民税土地等事業所得 68.道府県民税分離短期譲渡所得一般 69.道府県民税分離短期譲渡所得軽減 70.道府県民税分離長期譲渡所得一般 71.道府県民税分離長期譲渡所得特定 72.道府県民税分離長期譲渡所得軽減 73.道府県民税株式譲渡所得 74.道府県民税株式譲渡所得未公開 75.道府県民税株式譲渡所得上場 76.道府県民税分離配当所得 77.道府県民税先物取引所得 78.道府県民税山林所得 79.道府県民税退職所得 80.道府県民税特例肉用牛所得 81.道府県民税調整額 82.道府県民税所得変動経過措置額 83.免税する所得割額 84.道府県民税調整控除 85.道府県民税寄附金税額控除 86.道府県民税住宅借入金等特別控除額 87.道府県民税配当控除 88.道府県民税外国税額控除 89.道府県民税配当割 90.道府県民税株式譲渡所得割 91.道府県民税定額減税前所得割 92.道府県民税定額減税額 93.道府県民税軽減前所得割 94.道府県民税定率控除後所得割 95.道府県民税軽減前所得割 96.道府県民税所得割 97.道府県民税軽減前均等割 98.道府県民税減免均等割 99.道府県民税均等割 100.雑損失繰越・所得控除順 101.更新日時 102.更新職員ID

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)【システム標準化移行後】

No	テーブル名	記録項目
29	公的年金支払情報テーブル	1.公年管理番号 2.市町村コード 3.年特義務者コード 4.通知内容コード 5.作成年月日 6.整理番号1 7.提出義務者の住所又は所在地 8.提出義務者の氏名又は名称 9.提出義務者の電話番号 10.整理番号2 11.支払いを受ける者の国外住所表示 12.生年月日 13.性別 14.カナ氏名 15.漢字氏名 16.郵便番号 17.カナ住所 18.漢字住所 19.支払金額1 20.支払金額2 21.支払金額3 22.支払金額4 23.未払金額1 24.未払金額2 25.支払金額3 26.支払金額4 27.源泉徴収額1 28.源泉徴収額2 29.源泉徴収額3 30.源泉徴収額4 31.未徴収額1 32.未徴収額2 33.未徴収額3 34.未徴収額4 35.本人特別障害者 36.本人その他障害者 37.本人ひとり親・特別寡婦 38.本人寡婦・寡夫 39.控除対象配偶者有無 40.控除対象配偶者有無 老人 41.扶養人数 特定 42.扶養人数 老人 43.扶養人数 その他 44.障害人数 特別 45.障害人数 その他 46.社会保険料の金額 47.摘要(同居特別障害者の数) 48.摘要2 49.支払年分 50.16歳未満の扶養親族の数 51.非居住者である親族の数 52.提出義務者の法人番号 53.支払いを受ける者の個人番号 54.控除対象配偶者フリガナ 55.控除対象配偶者氏名 56.控除対象配偶者区分 57.控除対象配偶者個人番号 58.源泉控除対象配偶者 配偶者の合計所得 59.源泉控除対象配偶者 配偶者控除適用上限額以下 60.控除対象扶養親族(1)フリガナ 61.控除対象扶養親族(1)氏名 62.控除対象扶養親族(1)区分 63.控除対象扶養親族(1)個人番号 64.控除対象扶養親族(2)フリガナ 65.控除対象扶養親族(2)氏名 66.控除対象扶養親族(2)区分 67.控除対象扶養親族(2)個人番号 68.16歳未満の扶養親族(1)フリガナ 69.16歳未満の扶養親族(1)氏名 70.16歳未満の扶養親族(1)区分 71.16歳未満の扶養親族(1)個人番号 72.16歳未満の扶養親族(2)フリガナ 73.16歳未満の扶養親族(2)氏名 74.16歳未満の扶養親族(2)区分 75.16歳未満の扶養親族(2)個人番号 76.受給者番号 77.レコードイメージ 78.ファイルID 79.更新日時 80.更新職員ID 81.バージョン
30	年金特徴対象者テーブル	1.賦課年度 2.年特管理番号 3.市町村コード 4.捕捉年月 5.年特義務者コード 6.整理番号1 7.年金コード 8.生年月日 9.性別 10.カナ氏名 11.漢字氏名 12.郵便番号 13.カナ住所 14.漢字住所 15.各種区分コード 16.年金支給額 17.整理番号2 18.個人番号 19.宛名番号 20.複数年金フラグ 21.状態区分 22.清音済カナ氏名 23.レコードイメージ 24.ファイルID 25.更新日時 26.更新職員ID 27.バージョン
31	年金特徴依頼状態テーブル	1.賦課年度 2.捕捉年月 3.年特開始年月 4.データ件数 5.突合済フラグ 6.依頼済フラグ 7.取込済フラグ 8.更新日時 9.更新職員ID 10.バージョン
32	年金特徴徴収結果テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.期別コード 4.旧市町村コード 5.年特義務者コード 6.年金保険者区分 7.通知内容コード 8.各種区分コード 9.収納年月日 10.期別税額 11.更新日時 12.更新職員ID 13.バージョン
33	年金特徴決定個人テーブル	1.賦課年度 2.処理管理番号 3.宛名番号 4.台帳履歴番号 5.更新日時 6.更新職員ID
34	年金特徴義務者マスタ	1.年特義務者コード 2.年金特徴義務者名 3.年金特徴区分 4.削除フラグ 5.更新日時 6.更新職員ID 7.バージョン
35	変更個人テーブル	1.賦課年度 2.事業所番号 3.変更履歴番号 4.宛名番号 5.締回数 6.台帳履歴番号 7.変更区分 8.更新日時 9.更新職員ID
36	森林環境税免除テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.免除理由コード 5.免除前森林環境税額 6.森林環境税免除額 7.更新日時 8.更新職員ID
37	合算基本テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.合算済フラグ 5.合算住民税徴収区分 6.合算事業所番号 7.合算受給者番号 8.合算チェック状況1 9.合算チェック状況2 10.合算チェック状況3 11.合算チェック状況4 12.合算チェック状況5 13.合算チェック状況6 14.合算チェック状況7 15.合算チェック状況8 16.合算チェック状況9 17.合算チェック状況10 18.合算チェック状況11 19.合算チェック状況12 20.合算チェック状況13 21.合算チェック状況14 22.合算チェック状況15 23.合算チェック状況16 24.合算チェック状況17 25.合算チェック状況18 26.合算チェック状況19 27.合算チェック状況20 28.合算チェック状況21 29.合算チェック状況22 30.合算チェック状況23 31.合算チェック状況24 32.合算チェック状況25 33.合算チェック状況26 34.合算チェック状況27 35.合算チェック状況28 36.合算チェック状況29 37.合算チェック状況30 38.合算チェック状況31 39.合算チェック状況32 40.合算チェック状況33 41.合算チェック状況34 42.合算チェック状況35 43.合算チェック状況36 44.合算チェック状況37 45.合算チェック状況38 46.合算チェック状況39 47.合算チェック状況40 48.合算チェック状況41 49.合算チェック状況42 50.合算チェック状況43 51.合算チェック状況44 52.合算チェック状況45 53.合算チェック状況46 54.合算チェック状況47 55.合算チェック状況48 56.合算チェック状況49 57.合算チェック状況50 58.合算チェック最終確認日時 59.更新日時 60.更新職員ID

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)【システム標準化移行後】

No	テーブル名	記録項目
38	課税調定履歴テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.課税調定履歴番号 4.台帳履歴番号 5.締回数 6.調定年度 7.課税調定異動区分 8.課税調定集計先区分 9.課税調定市町村民税課税区分 10.課税調定道府県民税課税区分 11.給特当年度市町村民税均等割額 12.給特当年度市町村民税所得割額 13.給特当年度道府県民税均等割額 14.給特当年度道府県民税所得割額 15.給特翌年度市町村民税均等割額 16.給特翌年度市町村民税所得割額 17.給特翌年度道府県民税均等割額 18.給特翌年度道府県民税所得割額 19.年特市町村民税均等割額 20.年特市町村民税所得割額 21.年特道府県民税均等割額 22.年特道府県民税所得割額 23.普徴当年度市町村民税均等割額 24.普徴当年度市町村民税所得割額 25.普徴当年度道府県民税均等割額 26.普徴当年度道府県民税所得割額 27.過年度既課市町村民税均等割額 28.過年度既課市町村民税所得割額 29.過年度既課道府県民税均等割額 30.過年度既課道府県民税所得割額 31.過年度新規市町村民税均等割額 32.過年度新規市町村民税所得割額 33.過年度新規道府県民税均等割額 34.過年度新規道府県民税所得割額 35.給特当年度市町村民税減免均等割額 36.給特当年度市町村民税減免所得割額 37.給特当年度道府県民税減免均等割額 38.給特当年度道府県民税減免所得割額 39.給特翌年度市町村民税減免均等割額 40.給特翌年度市町村民税減免所得割額 41.給特翌年度道府県民税減免均等割額 42.給特翌年度道府県民税減免所得割額 43.年特市町村民税減免均等割額 44.年特市町村民税減免所得割額 45.年特道府県民税減免均等割額 46.年特道府県民税減免所得割額 47.普徴当年度市町村民税減免均等割額 48.普徴当年度市町村民税減免所得割額 49.普徴当年度道府県民税減免均等割額 50.普徴当年度道府県民税減免所得割額 51.過年度既課市町村民税減免均等割額 52.過年度既課市町村民税減免所得割額 53.過年度既課道府県民税減免均等割額 54.過年度既課道府県民税減免所得割額 55.過年度新規市町村民税減免均等割額 56.過年度新規市町村民税減免所得割額 57.過年度新規道府県民税減免均等割額 58.過年度新規道府県民税減免所得割額 59.更新日時 60.更新職員ID
39	帳票文言マスタ	1.帳票ID 2.識別ID 3.文言番号 4.項目名 5.桁数 6.文言 7.共通文言ID 8.更新日時 9.更新職員ID
40	発布番号マスタ	1.発付番号 2.発付番号名 3.接頭文字 4.接尾文字 5.連番 6.表示区分 7.削除フラグ 8.更新日時 9.更新職員ID 10.バージョン
41	みなし除外者テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.照会先都道府県コード 4.照会先市町村コード 5.居所 6.除外者合計所得 7.除外者年税額 8.文書番号 9.更新日時 10.更新職員ID
42	(住登外)宛名外国人情報テーブル	1.宛名番号 2.宛名履歴番号 3.テーブル区分 4.カナ本名 5.本名 6.カナアルファベット氏名 7.カナ漢字氏名 8.検索用カナ外国人氏名 9.アルファベット氏名 10.漢字氏名 11.検索用外国人氏名 12.カナ通称 13.通称 14.カタカナ表記 15.30条45規定区分 16.在留カード等の番号 17.国籍・地域コード 18.在留資格コード 19.在留期間等年 20.在留期間等月 21.在留期間等日 22.在留期間等 23.在留期間等の満了の日 24.更新日時 25.更新職員ID
43	所得控除マスタ	1.賦課年度 2.所得控除コード 3.所得控除区分 4.所得控除名称 5.所得控除略称 6.所得控除表示順 7.課税台帳記号 8.表示区分 9.印刷区分 10.給報記号 11.公年記号 12.確申B記号 13.確申B分離記号 14.確申A記号 15.市町村申告記号 16.確申職権記号 17.市町村申告職権記号 18.その他所得記号 19.給報表示順 20.公年表示順 21.確申B表示順 22.確申A表示順 23.市町村申告表示順 24.その他所得表示順 25.削除フラグ 26.更新日時 27.更新職員ID 28.バージョン
44	判定額マスタ	1.賦課年度 2.管轄コード 3.税区分 4.判定額コード 5.判定額名称 6.判定額 7.削除フラグ 賦課年度 8.更新日時 9.更新職員ID 10.バージョン
45	個人住民税パラメータマスタ	1.賦課年度 2.管轄コード 3.道府県区分 4.市町村区分 5.市町村民税均等割設定額 6.道府県民税均等割設定額 7.市町村民税環境税額 8.道府県民税環境税額 9.特徴一括徴収限度額 10.特徴期割税額端数単位 11.特徴課税決定時締回数 12.特徴証明書発行可能年月日 13.普徴一括徴収限度額 14.普徴期割税額端数単位 15.普徴課税決定時締回数 16.普徴証明書発行可能年月日 17.年特一括徴収限度額 18.年特期割税額端数単位 19.年特課税確定時締回数 20.年特依頼データ締回数 21.年特仮徴収引継締回数 22.高齢者判定基準年月日 23.未成年判定基準年月日 24.外部連携締回数 25.道府県民税報告締回数 26.検索年度切替年月日 27.特徴還付加算金起算日 28.普徴還付加算金起算日 29.環境税計算方法区分 30.更新日時 31.更新職員ID 32.バージョン
46	計算過程税額テーブル	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.計算税額コード 5.計算税額 道府県民税額 6.計算税額市町村民税額 7.更新日時 8.更新職員ID
47	計算税額マスタ	1.賦課年度 2.計算税額コード 3.計算税額名称 4.計算税額略称 5.計算税額表示順 6.表示フラグ 7.削除フラグ 8.更新日時 9.更新職員ID 10.バージョン
48	公印マスタ	1.公印ID 2.代理区分 3.公印名 4.職務者肩書1 5.職務者肩書2 6.職務者氏名 7.印影データ 8.印影ファイル名 9.期限FROM 10.期限TO 11.削除フラグ 12.更新日時 13.更新職員ID 14.バージョン

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報ファイル)【システム標準化移行後】

No	テーブル名	記録項目
49	課税所得証明書(帳票)テーブル	1.賦課年度 2.文書タイトル 3.発付番号 4.住所 5.氏名 6.生年月日 7.所得年 8.合計所得金額 9.所得名称 10.所得額 11.給与収入 12.うち専従者給与収入 13.公的年金収入 14.備考 15.所得控除計 16.控除対象配偶者 17.配偶者控除 18.配偶者特別控除 19.扶養人数 特定 20.扶養人数 老人 21.扶養人数 その他 22.扶養障害 特別 23.扶養障害 その他 24.本人障害 25.タイトル(老寡ひ勤) 26.老寡ひ勤 27.扶養控除額 特定 28.扶養控除額 老人 29.扶養控除額 その他 30.タイトル(扶養控除額 障害者分) 31.扶養控除額 障害者分 32.扶養障害控除額 特別 33.扶養障害控除額 他 34.本人障害控除額 35.老寡ひ勤控除額 36.所得控除名称 37.所得控除額 38.課税標準額 計 39.課税総所得 40.課税分離譲渡所得等 41.課税山林所得 42.タイトル(課税標準額) 43.課税土地等の事業雑所得 44.タイトル("市"民税) 45.タイトル("県"民税) 46.市民税 税額控除前所得割 47.県民税 税額控除前所得割 48.税額控除等名称 49.市民税 税額控除等金額 50.県民税 税額控除等金額 51.市民税 減免前所得割 52.県民税 減免前所得割 53.市民税 所得割減免 54.県民税 所得割減免 55.市民税 所得割 56.県民税 所得割 57.市民税 軽減前均等割 58.県民税 軽減前均等割 59.市民税 均等割軽減 60.市民税 減免前均等割 61.県民税 減免前均等割 62.市民税 均等割減免 63.県民税 均等割減免 64.市民税 均等割 65.県民税 均等割 66.タイトル("市県"民税額) 67.市県民税額 68.市民税 控除不足額 69.県民税 控除不足額 70.タイトル(16歳未満の扶養親族の数) 71.16歳未満の扶養親族の数 72.同一生計配偶者 73.認証文 74.発行年月日 75.職務者肩書1 76.職務者肩書2 77.職務者名 78.公印 79.公印但書
50	コンビニ交付事業者マスタ	1.事業者コード 2.ストア名 3.事業者名 4.削除フラグ 5.更新日時 6.更新職員ID 7.バージョン
51	広域交付ジャーナル情報テーブル	1.電文連番 2.ジャーナル順番 3.取引日時 4.取引曜日区分 5.取引休日区分 6.カード番号 7.宛名番号 8.印刷結果 9.事業者コード 10.業務コード 11.機能ID 12.キー情報 13.制度科目コード 14.帳票ID 15.帳票名 16.発付日 17.用途区分 18.発行部数 19.発行手数料 20.個人アクセス情報 21.発付番号ID 22.発付番号 23.端末ID 24.発行元装置番号 25.一部あたりの枚数 26.電子契印開始番号 27.電子契印終了番号 28.店舗名称 29.店舗住所 30.店舗住所コード 31.発行区分 32.特定制御項目コード 33.証明書ファイルデータ 34.補足 35.更新日時 36.更新職員ID

(別添2)変更箇所【システム標準化移行前】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月20日	表紙 評価書名	個人市民賦課事務	個人住民税及び森林環境税賦課事務	事後	重要な事項にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	表紙 個人のプライバシー等の情報 利益の保護の宣言	門真市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	門真市は、個人住民税及び森林環境税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な事項にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	I-1①	個人住民税賦課事務	個人住民税及び森林環境税賦課事務	事後	重要な事項にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	I-1② 冒頭部分	保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、管理するために個人番号を利用することができる事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の第16項より、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であつて主務省令で定めるものとなつており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。 個人住民税とは、住民等に対し、各種申告資料等に基づき前年の所得へ課税する税金である。地方税法の規定に基づき、その年の1月1日(賦課期日)現在、本市内に住所を有する者、又は本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者に対して課税を行うものである。 森林環境税は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税と併せて賦課徴収を行うものである。	個人住民税は、地方税法の規定に基づき、その年の1月1日(賦課期日)現在、本市内に住所を有する者、又は本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者に対して課税を行うものである。 森林環境税は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税と併せて賦課徴収を行うものである。	事後	重要な事項にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	I-1② 1.評価対象事務の概要	・減免申請に基づき審査のうえ減免決定を行い、本人あてに通知する。	・減免、免除申請に基づき審査のうえ減免決定を行い、本人あてに通知する。	事後	重要な事項にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	I-1② 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務(1)	課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第295条、第318条)	課税対象者情報の準備	事後	重要な事項にあたらぬため (記載内容の軽微な修正)
令和7年2月20日	I-1② 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務(2)	②国税庁、年金保険者、他市区町村、納税者義務者及び特別徴収義務者から各種申告資料を紙媒体で受領する。(地方税法第317条の2等)	②国税庁、年金保険者、他市区町村、納税者義務者及び特別徴収義務者から各種申告資料を紙媒体で受領する。	事後	重要な事項にあたらぬため (記載内容の軽微な修正)
令和7年2月20日	I-1② 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務(3)	⑦納税義務者からの減免申請に基づき審査を行う。	⑦納税義務者からの減免、免除申請に基づき審査を行う。	事後	重要な事項にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	I-1② 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務(4)	(記載なし)	④通知書作成システムを通して、納税義務者に税額データを通知する。	事後	重要な事項にあたらぬため (記載内容の追加)
令和7年2月20日	I-2システム②	⑦ 変更通知書の作成 特別徴収義務者宛に変更通知書(徴収義務者用・納税義務者用)、当該決定通知書データファイルを作成することができる。また、普通徴収(年金特徴を含む。)納税義務者あてに変更通知書を作成することができる。	⑦ 変更通知書の作成 特別徴収義務者宛に変更通知書(徴収義務者用・納税義務者用)、変更通知書データファイルを作成することができる。また、普通徴収(年金特徴を含む。)納税義務者あてに変更通知書を作成することができる。	事後	重要な事項にあたらぬため (記載内容の軽微な修正)
令和7年2月20日	I-2システム②	④本人確認情報検索 原則、統合端末において入力された基本4情報の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	④本人確認情報検索 原則、統合端末において入力された個人番号をキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	重要な事項にあたらぬため (記載内容の軽微な修正)
令和7年2月20日	I-2システム11	(記載なし)	①～③全文追加	事後	重要な事項にあたらぬため (記載内容の追加)
令和7年2月20日	I-3	個人住民税情報ファイル	個人住民税及び森林環境税情報ファイル	事後	重要な事項にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	I-4	○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項 ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報)を定める命令第20条 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○番号法第9条第5項 ○住民基本台帳法第30条の10第1項第1号 別表第2の第2の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第11項 ○住民基本台帳法第30条の12第1号 別表第4の第1の10の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第10項	○別表の第24の項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報)を定める命令第20条 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項	事後	重要な事項にあたらぬため (番号法令の改正による)

令和7年2月20日	I-5	1. 情報提供の根拠 ○番号法第19条第8号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の第27の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	1. 情報提供の根拠 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 2. 情報照会の根拠 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	重要な変更にあたらぬため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-1	個人住民税情報ファイル	個人住民税及び森林環境税情報ファイル	事後	重要な変更にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	II-2④ その妥当性	④災害関係情報：災害減免審査のため	④災害関係情報：災害減免、免除審査のため	事後	重要な変更にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	II-3⑤	3.個人市・府民税額の算出 各種課税資料の情報から課税計算を行う。	3.個人市・府民税・森林環境税額の算出 各種課税資料の情報から課税計算を行う。	事後	重要な変更にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	II-5 提供・移転の有無	提供を行っている 7件 移転を行っていない 1件	提供を行っている 3件 移転を行っていない 2件	事後	重要な変更にあたらぬため (提供先1・2・6・7削除等による)
令和7年2月20日	II-5 提供先1・2・6・7	提供先1・2・6・7	(削除)	事後	重要な変更にあたらぬため (記載内容の精査による)
令和7年2月20日	II-5 提供先1	提供先3	提供先1	事後	重要な変更にあたらぬため (提供先1・2・6・7削除による繰り上げ)
令和7年2月20日	II-5 提供先2	提供先4	提供先2	事後	重要な変更にあたらぬため (提供先1・2・6・7削除による繰り上げ)
令和7年2月20日	II-5 提供先3	提供先5	提供先3	事後	重要な変更にあたらぬため (提供先1・2・6・7削除による繰り上げ)
令和7年2月20日	II-5 提供先1(別紙1)	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務で地方税情報に関するもの	【旧(別紙1)削除。以下のものに差し替え】 (別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める事務で地方税情報に関するもの	事後	重要な変更にあたらぬため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める事務を所管する部署のうち実施機関が門真市長に属する部署(別紙2参照)	番号法第9条別表に定める事務を所管する部署のうち実施機関が門真市長に属する部署(別紙2参照)	事後	重要な変更にあたらぬため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先1①	番号法第9条第2項及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項2号に規定する別表第2第2号の1、3、4、5、8、9、10、11、12、14、15、16、17、21の項	番号法第9条第2項及び門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項2号に規定する別表第2第2号の1、3、4、5、8、9、10、11、12、14、15、16、17、21の項	事後	重要な変更にあたらぬため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先1②	番号法第9条第1項の規定により別表第1で定められている事務(実施機関が門真市長以外の事務を除く)において庁内連携として個人番号を利用するため	番号法第9条別表で定められている事務	事後	重要な変更にあたらぬため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先1⑦	異動等がある都度、随時連携する	随時	事後	重要な変更にあたらぬため (記載内容の軽微な修正)
令和7年2月20日	II-5 移転先1(別紙2)	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務	【旧(別紙2)削除。以下のものに差し替え】 (別紙2) 番号法第9条第1項別表に定める事務	事後	重要な変更にあたらぬため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先2①	番号法第9条第2項及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1号に規定する別表第2第1項	門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項に規定する別表第2第1項	事後	重要な変更にあたらぬため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先2②	別紙3のとおり	門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1号2項に規定する別表第2第1項に定める事務(別紙3のとおり)	事後	重要な変更にあたらぬため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先2⑦	異動等がある都度、随時連携する	随時	事後	重要な変更にあたらぬため (記載内容の軽微な修正)
令和7年2月20日	II-5 移転先2(別紙3)	(別紙3) 番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務	【旧(別紙3)削除。以下のものに差し替え】 (別紙3) 番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務	事後	重要な変更にあたらぬため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	(別添1)No.4	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.管轄コード 5.台帳取消フラグ 6.非課税判定区分 7.所得割課税状態区分 8.均等割課税状態区分 9.住民税徴収区分 10.異動事由コード 11.異動理由コード 12.年金特徴中止区分 13.翌年度仮徴収年特中止区分 14.宛名履歴番号 15.異動年月日 16.事業所番号 17.事業所履歴番号 18.受給者番号 19.年特義務者コード 20.年金コード 21.年特継続区分 22.控対配 23.本該配未 24.本該 障害 25.本該 老寡動 26.本該 寡婦ひとり親 27.扶養人数 合計 28.扶養人数 特定 29.扶養人数 年少 30.扶養人数 老人内同居 31.扶養人数 老人 32.扶養人数 その他 33.扶養障害 合計 34.扶養障害 特別内同居 35.扶養障害 特別 36.扶養障害 普通 37.資料区分 38.青白区分 39.配専区分 40.他専人数 41.普徴終了期 42.普徴開始期 43.特徴終了月 44.特徴開始月 45.年特終了月 46.年特開始月 47.特徴一括徴収区分 48.普徴一括徴収区分 49.年税額 50.普徴年税額 51.特徴年税額 52.年特年税額 53.公年所得算出税額 54.給年所得算出税額 55.道府県民税 均等割額 56.道府県民税 所得割額 57.市町村民税 均等割額 58.市町村民税 所得割額 59.人的資料管理番号 60.人的資料履歴番号 61.通知書発付日 62.ワンストップ特例適用フラグ 63.雑損失繰越・所得控除額 64.所得金額調整控除区分 65.作成支所コード 66.作成区分 67.作成日時 68.作成職員ID 69.更新支所コード 70.更新区分 71.更新日時 72.更新職員ID	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.管轄コード 5.台帳取消フラグ 6.非課税判定区分 7.森林環境税非課税判定区分 8.所得割課税状態区分 9.均等割課税状態区分 10.住民税徴収区分 11.異動事由コード 12.異動理由コード 13.年金特徴中止区分 14.翌年度仮徴収年特中止区分 15.宛名履歴番号 16.異動年月日 17.事業所番号 18.事業所履歴番号 19.受給者番号 20.年特義務者コード 21.年金コード 22.年特継続区分 23.控対配 24.同配 25.本該 配未 26.本該 障害 27.本該 老寡動 28.本該 寡婦ひとり親 29.扶養人数 合計 30.扶養人数 特定 31.扶養人数 年少 32.扶養人数 老人内同居 33.扶養人数 老人 34.扶養人数 その他 35.扶養障害 合計 36.扶養障害 特別内同居 37.扶養障害 特別 38.扶養障害 普通 39.資料区分 40.青白区分 41.配専区分 42.他専人数 43.普徴終了期 44.普徴開始期 45.特徴終了月 46.特徴開始月 47.年特終了月 48.年特開始月 49.特徴一括徴収区分 50.普徴一括徴収区分 51.年税額 52.普徴年税額 53.特徴年税額 54.年特年税額 55.公年所得算出税額 56.給年所得算出税額 57.道府県民税 均等割額 58.道府県民税 所得割額 59.市町村民税 均等割額 60.市町村民税 所得割額 61.森林環境税額 62.人的資料管理番号 63.人的資料履歴番号 64.通知書発付日 65.更正中収納連携フラグ 66.更正中普徴通知書作成フラグ 67.更正中普徴調定更新番号 68.更正中普徴調定更新番号 69.ワンストップ特例適用フラグ 70.雑損失繰越・所得控除額 71.所得金額調整控除区分 72.作成支所コード 73.作成区分 74.作成日時 75.作成職員ID 76.更新支所コード 77.更新区分 78.更新日時 79.更新職員ID	事後	重要な事項にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)

令和7年2月20日	(別添1)No.5	1.賦課年度 2.宛名番号 3.宛名履歴番号 4.管轄コード 5.期割管轄コード 6.住記区分 7.世帯識別 8.本人カナ氏名 9.本人氏名 10.生年月日 11.性別 12.郵便番号 13.都道府県コード 14.市町村コード 15.大字コード 16.小字コード 17.番地コード 18.住所町村名 19.住所字名 20.番地 21.方書 22.宛名方書 23.行政区コード 24.隣組コード 25.世帯番号 26.統括コード 27.世帯内順序 28.世帯主カナ氏名 29.世帯主氏名 30.納税義務区分 31.申告発行区分 32.申告免除区分 33.強制非課税区分 34.婚姻歴区分 35.配偶者個人番号 36.配偶者履歴番号 37.削除フラグ 38.更新日時 39.更新職員ID 40.バージョン	1.賦課年度 2.宛名番号 3.宛名履歴番号 4.管轄コード 5.期割管轄コード 6.住記区分 7.世帯識別 8.本人カナ氏名 9.本人氏名 10.生年月日 11.性別 12.郵便番号 13.都道府県コード 14.市町村コード 15.大字コード 16.小字コード 17.番地コード 18.住所町村名 19.住所字名 20.番地 21.方書 22.宛名方書 23.行政区コード 24.隣組コード 25.世帯番号 26.統括コード 27.世帯内順序 28.世帯主カナ氏名 29.世帯主氏名 30.納税義務区分 31.申告発行区分 32.申告免除区分 33.強制非課税区分 34.婚姻歴区分 35.徴収希望区分 36.配偶者個人番号 37.配偶者履歴番号 38.削除フラグ 39.更新日時 40.更新職員ID 41.バージョン	事後	重要な事項にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	(別添1)No.14	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.軽減コード 5.軽減税率 6.道府県民税 軽減均等割額 7.道府県民税 軽減均等割額 8.市町村民税 軽減均等割額 9.市町村民税 軽減均等割額 10.更新日時 11.更新職員ID	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.軽減コード 5.軽減税率 6.市町村民税 軽減均等割額 7.道府県民税 軽減均等割額 8.道府県民税 軽減前所得割額 9.市町村民税 軽減前所得割額 10.市町村民税 軽減前所得割額 11.道府県民税 軽減均等割額 12.道府県民税 軽減前所得割額 13.市町村民税 軽減均等割額 14.市町村民税 軽減前所得割額 15.更新日時 16.更新職員ID	事後	重要な事項にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	(別添1)No.16	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.扶養人数 合計 5.扶養人数 特定 6.扶養人数 年少 7.扶養人数 老人内同居 8.扶養人数 老人 9.扶養人数 その他 10.扶養障害 合計 11.扶養障害 特別内同居 12.扶養障害 特別 13.扶養障害 普通 14.年税額 15.道府県民税 均等割額 16.道府県民税 所得割額 17.市町村民税 均等割額 18.市町村民税 所得割額 19.更新日時 20.更新職員ID	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.控対配 5.同配 6.本該 配未 7.本該 障害 8.本該 老寡勤 9.本該 寡婦ひとり親 10.扶養人数 合計 11.扶養人数 特定 12.扶養人数 年少 13.扶養人数 老人内同居 14.扶養人数 老人 15.扶養人数 その他 16.扶養障害 合計 17.扶養障害 特別内同居 18.扶養障害 特別 19.扶養障害 普通 20.年税額 21.道府県民税 均等割額 22.道府県民税 所得割額 23.市町村民税 均等割額 24.市町村民税 所得割額 25.森林環境税額 26.更新日時 27.更新職員ID	事後	重要な変更にあたらぬため (システム標準化による)
令和7年2月20日	(別添1)No.21	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.軽減コード 5.軽減税率 6.道府県民税 軽減均等割額 7.道府県民税 軽減均等割額 8.市町村民税 軽減均等割額 9.市町村民税 軽減均等割額 10.更新日時 11.更新職員ID	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.軽減コード 5.軽減税率 6.市町村民税 軽減均等割額 7.道府県民税 軽減前所得割額 8.道府県民税 軽減前所得割額 9.市町村民税 軽減前所得割額 10.市町村民税 軽減前所得割額 11.道府県民税 軽減均等割額 12.道府県民税 軽減前所得割額 13.市町村民税 軽減均等割額 14.市町村民税 軽減前所得割額 15.更新日時 16.更新職員ID	事後	重要な変更にあたらぬため (システム標準化による)
令和7年2月20日	(別添1)No.22	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.被扶養者番号 5.被扶養者履歴番号 6.扶養関係区分 7.専従区分 8.障害区分 9.扶養区分 10.専従者控除額 11.所得金額調整控除扶養親族等区分 12.更新日時 13.更新職員ID	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.被扶養者番号 5.被扶養者履歴番号 6.扶養関係区分 7.専従区分 8.障害区分 9.扶養区分 10.非居住区分 11.専従者控除額 12.所得金額調整控除扶養親族等区分 13.更新日時 14.更新職員ID	事後	重要な変更にあたらぬため (システム標準化による)
令和7年2月20日	(別添1)No.23	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.受給者番号 5.年末調整区分 6.控対配 7.控対配 有 8.控対配 無 9.控対配 老 10.扶養人数 合計 11.扶養人数 特定 12.扶養人数 年少 13.扶養人数 老人内同居 14.扶養人数 老人 15.扶養人数 その他 16.扶養障害 合計 17.扶養障害 特別内同居 18.扶養障害 特別 19.扶養障害 普通 20.非居住者親族数 21.摘要 22.本該 配未 23.本該 夫あり 24.本該 未成年 25.本該 障害 26.本該 特障 27.本該 他障 28.本該 老寡勤 29.本該 老人 30.本該 寡婦一般/寡婦 31.本該 寡婦特別 32.本該 寡夫/ひとり親 33.本該 勤労学生 34.乙欄 35.死亡退職 36.災害者 37.外国人 38.就職年月日 39.退職年月日 40.専給区分 41.前職区分 42.非合算区分 43.住借特控申告提出区分 44.住借特控入居年月日 45.住借特控区分 46.住借特控入居年月日 2 47.住借特控区分2 48.住借特控可能額区分 49.備考(控除対象扶養親族) 50.備考(16歳未満) 51.所得金額調整控除区分 52.事業所番号 53.事業所履歴番号 54.前職事業所番号 55.前職事業所履歴番号 56.前職支払金額 57.登録区分 58.更新日時 59.更新職員ID	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.受給者番号 5.年末調整区分 6.控対配 7.控対配 有 8.控対配 無 9.控対配 老 10.同配 11.同配該当区分 12.扶養人数 合計 13.扶養人数 特定 14.扶養人数 年少 15.扶養人数 老人内同居 16.扶養人数 老人 17.扶養人数 その他 18.扶養障害 合計 19.扶養障害 特別内同居 20.扶養障害 特別 21.扶養障害 普通 22.非居住者親族数 23.摘要 24.本該 配未 25.本該 夫あり 26.本該 未成年 27.本該 障害 28.本該 特障 29.本該 他障 30.本該 老寡勤 31.本該 老人 32.本該 寡婦一般/寡婦 33.本該 寡婦特別 34.本該 寡夫/ひとり親 35.本該 勤労学生 36.本該 寡婦ひとり親 37.乙欄 38.死亡退職 39.災害者 40.外国人 41.就職年月日 42.退職年月日 43.専給区分 44.前職区分 45.非合算区分 46.住借特控申告提出区分 47.住借特控入居年月日 48.住借特控区分 49.住借特控入居年月日 2 50.住借特控区分2 51.住借特控可能額区分 52.備考(控除対象扶養親族) 53.備考(16歳未満) 54.所得金額調整控除区分 55.事業所番号 56.事業所履歴番号 57.前職事業所番号 58.前職事業所履歴番号 59.前職支払金額 60.登録区分 61.更新日時 62.更新職員ID	事後	重要な事項にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	(別添1)No.24	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.本該 障害 5.本該 特障 6.本該 他障 7.老寡勤 8.本該 老年人 9.寡婦寡夫 10.寡婦特別/ひとり親 11.控対配 12.控対配 有 13.控対配 無 14.控対配 老 15.扶養人数 合計 16.扶養人数 特定 17.扶養人数 年少 18.扶養人数 老人 19.扶養人数 その他 20.扶養障害 合計 21.扶養障害 特別内同居 22.扶養障害 特別 23.扶養障害 普通 24.摘要 25.非居住者親族数 26.事業所番号 27.事業所履歴番号 28.年特義務者コード 29.公年管理番号 30.更新日時 31.更新職員ID	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.本該 障害 5.本該 特障 6.本該 他障 7.老寡勤 8.本該 老年人 9.寡婦寡夫 10.寡婦特別/ひとり親 11.本該 寡婦ひとり親 12.控対配 13.控対配 有 14.控対配 無 15.控対配 老 16.同配 17.同配該当区分 18.扶養人数 合計 19.扶養人数 特定 20.扶養人数 年少 21.扶養人数 老人 22.扶養人数 その他 23.扶養障害 合計 24.扶養障害 特別内同居 25.扶養障害 特別 26.扶養障害 普通 27.非居住者親族数 28.摘要 29.事業所番号 30.事業所履歴番号 31.年特義務者コード 32.公年管理番号 33.源泉控除対象配偶者 配偶者控除適用上限額以下 34.登録区分 35.更新日時 36.更新職員ID	事後	重要な事項にあたらぬため (森林環境税及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	(別添1)No.25	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.納税者番号 5.青白区分 6.控対配 7.本該 配未 8.本該 障害 9.本該 老寡勤 10.本該 寡婦ひとり親 11.扶養人数 合計 12.扶養人数 特定 13.扶養人数 年少 14.扶養人数 老人内同居 15.扶養人数 老人 16.扶養人数 その他 17.扶養障害 合計 18.扶養障害 特別内同居 19.扶養障害 特別 20.扶養障害 普通 21.住借特控入居年月日 22.住借特控区分 23.住借特控入居年月日 2 24.住借特控区分2 25.住借特控可能額区分 26.局署番号 27.eLTAX整理番号 28.利用者識別番号 29.eLTAX バッチ番号 30.受付番号 31.台帳番号 32.ファイル種別 33.第二表未入力フラグ 34.雑損失繰越・所得控除順 35.特例医療費区分 36.更新日時 37.更新職員ID	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.納税者番号 5.青白区分 6.控対配 7.同配 8.本該 配未 9.本該 障害 10.本該 老寡勤 11.本該 寡婦ひとり親 12.扶養人数 合計 13.扶養人数 特定 14.扶養人数 年少 15.扶養人数 老人内同居 16.扶養人数 老人 17.扶養人数 その他 18.扶養障害 合計 19.扶養障害 特別内同居 20.扶養障害 特別 21.扶養障害 普通 22.非居住者親族数 23.住借特控入居年月日 24.住借特控区分 25.住借特控入居年月日 2 26.住借特控区分2 27.住借特控可能額区分 28.局署番号 29.eLTAX整理番号 30.利用者識別番号 31.eLTAXバッチ番号 32.受付番号 33.台帳番号 34.ファイル種別 35.第二表未入力フラグ 36.雑損失繰越・所得控除順 37.特例医療費区分 38.所得金額調整控除区分 39.特定配当等・株式譲渡所得全部申告不要区分 40.退職所得のある配偶者・親族有無区分 41.税区分 42.税額優先区分 43.更新日時 44.更新職員ID	事後	重要な事項にあたらぬため (森林環境税及び地方税法の改正による)

令和7年2月20日	(別添1)No.27	1.賦課年度 2.宛名番号 3.業務コード 4.所得情報履歴番号 5.住民税納回数 6.住民税履歴番号 7.更正年月日 8.申告区分 9.控対配 10.本該配未 11.本該障害 12.本該老寡勤 13.扶養人数 合計 14.扶養人数 特定 15.扶養人数 年少 16.扶養人数 老人同居 17.扶養人数 老人 18.扶養人数 その他 19.扶養人数 その他(16歳以上18歳以下) 20.扶養人数 その他(23歳以上69歳以下) 21.扶養障害 合計 22.扶養障害 特別同居 23.扶養障害 特別 24.扶養障害 普通 25.各種住民金額 26.市町村民税 総所得 27.市町村民税 超短期土地等事業所得 28.市町村民税 土地等事業所得 29.市町村民税 分離短期譲渡所得 一般 30.市町村民税 分離長期譲渡所得 軽減 31.市町村民税 分離長期譲渡所得 一般 32.市町村民税 分離長期譲渡所得 特定 33.市町村民税 分離長期譲渡所得 軽減 34.市町村民税 株式譲渡所得 35.市町村民税 株式譲渡所得 未公開 36.市町村民税 株式譲渡所得 上場 37.市町村民税 分離配当所得 38.市町村民税 先物取引所得 39.市町村民税 山林所得 40.市町村民税 退職所得 41.市町村民税 特例肉用牛所得 42.市町村民税 調整額 43.市町村民税 所得変動経過措置額 44.市町村民税 免税する所得割額 45.市町村民税 調整控除 46.市町村民税 寄附金税額控除 47.市町村民税 住宅借入金等特別控除 48.市町村民税 配当控除 49.市町村民税 外国税額控除 50.市町村民税 配当割 51.市町村民税 株式譲渡所得割 52.市町村民税 軽減免除前所得割 53.市町村民税 定率控除後所得割 54.市町村民税 軽減免除所得割 55.市町村民税 所得割 56.市町村民税 軽減免除前均等割 57.市町村民税 軽減後均等割 58.道府県民税 総所得 59.道府県民税 超短期土地等事業所得 60.道府県民税 土地等事業所得 61.道府県民税 分離短期譲渡所得 一般 62.道府県民税 分離長期譲渡所得 軽減 63.道府県民税 分離長期譲渡所得 特定 64.道府県民税 分離長期譲渡所得 軽減 65.道府県民税 株式譲渡所得 未公開 66.道府県民税 株式譲渡所得 上場 67.道府県民税 分離配当所得 68.道府県民税 先物取引所得 69.道府県民税 山林所得 70.道府県民税 退職所得 71.道府県民税 特例肉用牛所得 72.道府県民税 調整額 73.道府県民税 所得変動経過措置額 74.道府県民税 調整控除 75.道府県民税 寄附金税額控除 76.免税する所得割額 77.道府県民税 調整控除 78.道府県民税 寄附金税額控除 79.道府県民税 住宅借入金等特別控除 80.道府県民税 配当控除 81.道府県民税 外国税額控除 82.道府県民税 配当割 83.道府県民税 株式譲渡所得割 84.道府県民税 軽減免除前所得割 85.道府県民税 定率控除後所得割 86.道府県民税 軽減免除所得割 87.道府県民税 所得割 88.道府県民税 軽減後均等割 89.道府県民税 軽減免除均等割 90.雑損失繰越・所得控除額 91.本該 寡婦ひとり親 92.更新日時 93.更新職員ID	1.賦課年度 2.宛名番号 3.業務コード 4.所得情報履歴番号 5.住民税納回数 6.住民税履歴番号 7.更正年月日 8.申告区分 9.納税義務区分 10.控対配 11.同配 12.本該配未 13.本該障害 14.本該老寡勤 15.本該寡婦ひとり親 16.扶養人数 合計 17.扶養人数 特定 18.扶養人数 年少 19.扶養人数 老人同居 20.扶養人数 老人 21.扶養人数 その他 22.扶養人数 その他(16歳以上18歳以下) 23.扶養人数 その他(23歳以上69歳以下) 24.扶養障害 合計 25.扶養障害 特別同居 26.扶養障害 特別 27.扶養障害 普通 28.各種住民金額 29.市町村民税 総所得 30.市町村民税 超短期土地等事業所得 31.市町村民税 土地等事業所得 32.市町村民税 分離短期譲渡所得 一般 33.市町村民税 分離長期譲渡所得 軽減 34.市町村民税 分離長期譲渡所得 特定 35.市町村民税 分離長期譲渡所得 軽減 36.市町村民税 分離長期譲渡所得 軽減 37.市町村民税 株式譲渡所得 38.市町村民税 株式譲渡所得 未公開 39.市町村民税 株式譲渡所得 上場 40.市町村民税 分離配当所得 41.市町村民税 先物取引所得 42.市町村民税 山林所得 43.市町村民税 退職所得 44.市町村民税 特例肉用牛所得 45.市町村民税 調整額 46.市町村民税 所得変動経過措置額 47.市町村民税 免税する所得割額 48.市町村民税 調整控除 49.市町村民税 寄附金税額控除 50.市町村民税 住宅借入金等特別控除 51.市町村民税 配当控除 52.市町村民税 外国税額控除 53.市町村民税 配当割 54.市町村民税 株式譲渡所得割 55.市町村民税 定額減前所得割 56.市町村民税 定額減額 57.市町村民税 軽減免除前所得割 58.市町村民税 定率控除後所得割 59.市町村民税 軽減免除所得割 60.市町村民税 所得割 61.市町村民税 軽減免除前均等割 62.市町村民税 軽減後均等割 63.市町村民税 軽減免除均等割 64.市町村民税 均等割 65.道府県民税 総所得 66.道府県民税 超短期土地等事業所得 67.道府県民税 土地等事業所得 68.道府県民税 分離短期譲渡所得 一般 69.道府県民税 分離短期譲渡所得 軽減 70.道府県民税 分離長期譲渡所得 一般 71.道府県民税 分離長期譲渡所得 特定 72.道府県民税 分離長期譲渡所得 軽減 73.道府県民税 株式譲渡所得 74.道府県民税 株式譲渡所得 未公開 75.道府県民税 株式譲渡所得 上場 76.道府県民税 分離配当所得 77.道府県民税 先物取引所得 78.道府県民税 山林所得 79.道府県民税 退職所得 80.道府県民税 特例肉用牛所得 81.道府県民税 調整額 82.道府県民税 所得変動経過措置額 83.免税する所得割額 84.道府県民税 調整控除 85.道府県民税 寄附金税額控除 86.道府県民税 住宅借入金等特別控除 87.道府県民税 配当控除 88.道府県民税 外国税額控除 89.道府県民税 配当割 90.道府県民税 株式譲渡所得割 91.道府県民税 定額減前所得割 92.道府県民税 定額減額 93.道府県民税 軽減免除前所得割 94.道府県民税 定率控除後所得割 95.道府県民税 軽減免除所得割 96.道府県民税 所得割 97.道府県民税 軽減免除前均等割 98.道府県民税 軽減後均等割 99.道府県民税 均等割 100.雑損失繰越・所得控除額 101.更新日時 102.更新職員ID	事後	重要な事項にあたらなため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)	
令和7年2月20日	(別添1)No.28	1.公年管理番号 2.市町村コード 3.年特義務者コード 4.通知内容コード 5.作成年月日 6.整理番号1 7.提出義務者の住所又は所在地 8.提出義務者の氏名又は名称 9.提出義務者の電話番号 10.整理番号2 11.支払いを受ける者の国外住所表示 12.生年月日 13.性別 14.カナ氏名 15.漢字氏名 16.郵便番号 17.カナ住所 18.漢字住所 19.支払金額1 20.支払金額2 21.支払金額3 22.支払金額4 23.未払金額1 24.未払金額2 25.支払金額3 26.支払金額4 27.源泉徴収額1 28.源泉徴収額2 29.源泉徴収額3 30.源泉徴収額4 31.未徴収額1 32.未徴収額2 33.未徴収額3 34.未徴収額4 35.本人特別障害者 36.本人その他障害者 37.本該 寡婦ひとり親 38.本該 寡婦専夫 39.本該 寡婦ひとり親 40.控除対象配偶者有無 41.控除対象配偶者有無 老人 42.扶養人数 特定 43.扶養人数 老人 44.扶養人数 その他 45.障害人数 特別 46.障害人数 その他 47.社会保険料の金額 48.摘要(同居特別障害者の数) 49.摘要2 50.支払年分 51.16歳未満の扶養親族の数 52.非居住者である親族の数 53.提出義務者の法人番号 54.支払を受ける者の個人番号 55.控除対象配偶者フリガナ 56.控除対象配偶者フリガナ 57.控除対象配偶者区分 58.控除対象配偶者個人番号 59.控除対象扶養親族(1)フリガナ 60.控除対象扶養親族(1)氏名 61.控除対象扶養親族(1)区分 62.控除対象扶養親族(1)個人番号 63.控除対象扶養親族(2)フリガナ 64.控除対象扶養親族(2)氏名 65.控除対象扶養親族(2)区分 66.控除対象扶養親族(2)個人番号 67.16歳未満の扶養親族(1)フリガナ 68.16歳未満の扶養親族(1)氏名 69.16歳未満の扶養親族(1)区分 70.16歳未満の扶養親族(1)個人番号 71.16歳未満の扶養親族(2)フリガナ 72.16歳未満の扶養親族(2)氏名 73.16歳未満の扶養親族(2)区分 74.16歳未満の扶養親族(2)個人番号 75.受給者番号 76.レコードイメージ 77.ファイルID 78.更新日時 79.更新職員ID 80.バージョン	1.公年管理番号 2.市町村コード 3.年特義務者コード 4.通知内容コード 5.作成年月日 6.整理番号1 7.提出義務者の住所又は所在地 8.提出義務者の氏名又は名称 9.提出義務者の電話番号 10.整理番号2 11.支払いを受ける者の国外住所表示 12.生年月日 13.性別 14.カナ氏名 15.漢字氏名 16.郵便番号 17.カナ住所 18.漢字住所 19.支払金額1 20.支払金額2 21.支払金額3 22.支払金額4 23.未払金額1 24.未払金額2 25.支払金額3 26.支払金額4 27.源泉徴収額1 28.源泉徴収額2 29.源泉徴収額3 30.源泉徴収額4 31.未徴収額1 32.未徴収額2 33.未徴収額3 34.未徴収額4 35.本人特別障害者 36.本人その他障害者 37.本人ひとり親・特別寡婦 38.本人寡婦・寡夫 39.控除対象配偶者有無 40.控除対象配偶者有無 老人 41.扶養人数 特定 42.扶養人数 老人 43.扶養人数 その他 44.障害人数 特別 45.障害人数 その他 46.社会保険料の金額 47.摘要(同居特別障害者の数) 48.摘要2 49.支払年分 50.16歳未満の扶養親族の数 51.非居住者である親族の数 52.提出義務者の法人番号 53.支払を受ける者の個人番号 54.控除対象配偶者フリガナ 55.控除対象配偶者氏名 56.控除対象配偶者区分 57.控除対象配偶者個人番号 58.源泉控除対象配偶者 配偶者の合計所得 59.源泉控除対象配偶者 配偶者控除適用上限額以下 60.控除対象扶養親族(1)フリガナ 61.控除対象扶養親族(1)氏名 62.控除対象扶養親族(1)区分 63.控除対象扶養親族(1)個人番号 64.控除対象扶養親族(2)フリガナ 65.控除対象扶養親族(2)氏名 66.控除対象扶養親族(2)区分 67.控除対象扶養親族(2)個人番号 68.16歳未満の扶養親族(1)フリガナ 69.16歳未満の扶養親族(1)氏名 70.16歳未満の扶養親族(1)区分 71.16歳未満の扶養親族(1)個人番号 72.16歳未満の扶養親族(2)フリガナ 73.16歳未満の扶養親族(2)氏名 74.16歳未満の扶養親族(2)区分 75.16歳未満の扶養親族(2)個人番号 76.受給者番号 77.レコードイメージ 78.ファイルID 79.更新日時 80.更新職員ID 81.バージョン	事後	重要な変更にあたらなため (システム標準化による)	
令和7年2月20日	(別添1)No.35	(なし)	【新規追加】 (森林環境税免除テーブル) 1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.免除理由コード 5.免除前森林環境税額 6.森林環境税免除額 7.更新日時 8.更新職員ID	事後	重要な事項にあたらなため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)	
令和7年2月20日	III-1	個人住民税情報ファイル	個人住民税及び森林環境税情報ファイル	事後	重要な事項にあたらなため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)	
令和7年2月20日	III-2	リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表及び第19条第8号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用	事後	重要な変更にあたらなため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	III-3	リスクに対する措置の内容	番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、システムの仕組みとして担保する。また、個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じる。	事後	重要な変更にあたらなため (番号法令の改正による)	
令和7年2月20日	III-3	その他の措置の内容	システムのユーザーIDやアクセス権限については、システム管理者(企画課)が管理を行っており、人事異動情報等の確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。	事後	重要な変更にあたらなため (記載内容の軽微な修正)	

(別添2)変更箇所【システム標準化移行後】

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月20日	表紙 評価書名	個人市民課事務	個人住民税及び森林環境税賦課事務	事後	重要な事項にあたらなため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	表紙 個人のプライバシー等の情報利益の保護の宣言	門真市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	門真市は、個人住民税及び森林環境税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な事項にあたらなため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	I-1①	個人住民税賦課事務	個人住民税及び森林環境税賦課事務	事後	重要な事項にあたらなため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	I-1② 冒頭部分	保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、管理するために個人番号を利用することができる事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といふ。)別表第1の第16項より、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。 個人住民税とは、住民等に対し、各種申告資料等に基づき前年の所得へ課税する税金である。地方税法の規定に基づき、その年の1月1日(賦課期日)現在、本市内に住所を有する者、又は本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者に対して課税を行うものである。 森林環境税は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税と併せて賦課徴収を行うものである。	個人住民税は、地方税法の規定に基づき、その年の1月1日(賦課期日)現在、本市内に住所を有する者、又は本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者に対して課税を行うものである。 森林環境税は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、個人住民税と併せて賦課徴収を行うものである。	事後	重要な事項にあたらなため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	I-1② 1.評価対象事務の概要	・減免申請に基づき審査のうえ減免決定を行い、本人あてに通知する。	・減免、免除申請に基づき審査のうえ減免決定を行い、本人あてに通知する。	事後	重要な事項にあたらなため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	I-1② 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務(1)	課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第295条、第318条)	課税対象者情報の準備	事後	重要な事項にあたらなため (記載内容の軽微な修正)
令和7年2月20日	I-1② 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務(2)	②国税庁、年金保険者、他市区町村、納税者義務者及び特別徴収義務者から各種申告資料を紙媒体で受領する。(地方税法第317条の2等)	②国税庁、年金保険者、他市区町村、納税者義務者及び特別徴収義務者から各種申告資料を紙媒体で受領する。	事後	重要な事項にあたらなため (記載内容の軽微な修正)
令和7年2月20日	I-1② 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務(3)	⑦納税義務者からの減免申請に基づき審査を行う。	⑦納税義務者からの減免、免除申請に基づき審査を行う。	事後	重要な事項にあたらなため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	I-1② 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務(4)	(記載なし)	④通知書作成システムを通して、納税義務者に税額データを通知する。	事後	重要な事項にあたらなため (記載内容の追加)
令和7年2月20日	I-2システム1②	⑦ 変更通知書の作成 特別徴収義務者宛に変更通知書(徴収義務者用・納税義務者用)、当該決定通知書データファイルを作成することができる。また、普通徴収(年金特徴を含む。)納税義務者あてに変更通知書を作成することができる。	⑦ 変更通知書の作成 特別徴収義務者宛に変更通知書(徴収義務者用・納税義務者用)、変更通知書データファイルを作成することができる。また、普通徴収(年金特徴を含む。)納税義務者あてに変更通知書を作成することができる。	事後	重要な事項にあたらなため (記載内容の軽微な修正)
令和7年2月20日	I-2システム2②	④本人確認情報検索 原則、統合端末において入力された基本4情報の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	④本人確認情報検索 原則、統合端末において入力された個人番号をキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	重要な事項にあたらなため (記載内容の軽微な修正)
令和7年2月20日	I-2システム11	(記載なし)	①～③全文追加	事後	重要な事項にあたらなため (記載内容の追加)
令和7年2月20日	I-3	個人住民税情報ファイル	個人住民税及び森林環境税情報ファイル	事後	重要な事項にあたらなため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	I-4	○番号法第9条第1項 別表第1の第16の項 ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条) ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○番号法第9条第2項の規定による門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項 ○番号法第9条第5項 ○住民基本台帳法第30条の10第1項第1号 別表第2の第2の2の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第2条第11項 ○住民基本台帳法第30条の12第1号 別表第4の第1の10の項 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令第4条第10項	○別表の第24の項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第2号 別表第2第2号の第7の項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項第3号に規定する番号法別表第2の第27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条) ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び第3項 ○門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条第7項	事後	重要な事項にあたらなため (番号法令の改正による)

令和7年2月20日	I-5	1. 情報提供の根拠 ○番号法第19条第8号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の第27の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	1. 情報提供の根拠 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 2. 情報照会の根拠 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	重要な変更にあつたため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-1	個人住民税情報ファイル	個人住民税及び森林環境税情報ファイル	事後	重要な変更にあつたため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	II-2④ その妥当性	④災害関係情報: 災害減免審査のため	④災害関係情報: 災害減免、免除審査のため	事後	重要な変更にあつたため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	II-3⑤	3.個人市・府民税額の算出 各種課税資料の情報から課税計算を行う。	3.個人市・府民税・森林環境税額の算出 各種課税資料の情報から課税計算を行う。	事後	重要な変更にあつたため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	II-5 提供・移転の有無	提供を行っている 7件 移転を行っていない 1件	提供を行っている 3件 移転を行っていない 2件	事後	重要な変更にあつたため (提供先1・2・6・7削除等による)
令和7年2月20日	II-5 提供先1・2・6・7	提供先1・2・6・7	(削除)	事後	重要な変更にあつたため (記載内容の精査による)
令和7年2月20日	II-5 提供先1	提供先3	提供先1	事後	重要な変更にあつたため (提供先1・2・6・7削除による繰り上げ)
令和7年2月20日	II-5 提供先2	提供先4	提供先2	事後	重要な変更にあつたため (提供先1・2・6・7削除による繰り上げ)
令和7年2月20日	II-5 提供先3	提供先5	提供先3	事後	重要な変更にあつたため (提供先1・2・6・7削除による繰り上げ)
令和7年2月20日	II-5 提供先1(別紙1)	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務で地方税情報に関するもの	【旧(別紙1)削除。以下のものに差し替え】 (別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める事務で地方税情報に関するもの	事後	重要な変更にあつたため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先1	番号法第9条第1項別表第1に定める事務を所管する部署のうち実施機関が門真市長に属する部署(別紙2参照)	番号法第9条別表に定める事務を所管する部署のうち実施機関が門真市長に属する部署(別紙2参照)	事後	重要な変更にあつたため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先1①	番号法第9条第2項及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項2号に規定する別表第2第2号の1、3、4、5、8、9、10、11、12、14、15、16、17、21の項	番号法第9条第2項及び門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項2号に規定する別表第2第2号の1、3、4、5、8、9、10、11、12、14、15、16、17、21の項	事後	重要な変更にあつたため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先1②	番号法第9条第1項の規定により別表第1で定められている事務(実施機関が門真市長以外の事務を除く)において庁内連携として個人番号を利用するため	番号法第9条別表で定められている事務	事後	重要な変更にあつたため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先1⑦	異動等がある都度、随時連携する	随時	事後	重要な変更にあつたため (記載内容の軽微な修正)
令和7年2月20日	II-5 移転先1(別紙2)	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第1に定める事務	【旧(別紙2)削除。以下のものに差し替え】 (別紙2) 番号法第9条第1項別表に定める事務	事後	重要な変更にあつたため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先2①	番号法第9条第2項及び同項の規定による門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1号に規定する別表第2第1項	門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項に規定する別表第2第1項	事後	重要な変更にあつたため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先2②	別紙3のとおり	門真市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1号2項に規定する別表第2第1項に定める事務(別紙3のとおり)	事後	重要な変更にあつたため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	II-5 移転先2⑦	異動等がある都度、随時連携する	随時	事後	重要な変更にあつたため (記載内容の軽微な修正)
令和7年2月20日	II-5 移転先2(別紙3)	(別紙3) 番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務	【旧(別紙3)削除。以下のものに差し替え】 (別紙3) 番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務	事後	重要な変更にあつたため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	(別添1)№2	1.宛名番号 2.宛名履歴番号 3.住記区分 4.状態区分 5.世帯識別 6.カナ氏名 7.検索用カナ氏名 8.氏名 9.検索用氏名 10.生年月日 11.生年月日不明コード 12.性別 13.住民票コード 14.個人番号 15.郵便番号 16.都道府県コード 17.市町村コード 18.大字コード 19.小字コード 20.番地コード 21.住所町村名 22.住所字名 24.番地 24.方書 25.宛名方書 26.管轄コード 27.行政区コード 28.隣組コード 29.小学校区コード 30.中学校区コード 31.投票区コード 32.住民となった年月日 33.住民となった年月日不明コード 34.住民となった事由 35.住民となった年月日 36.住民でなくなった年月日 37.住民でなくなった年月日不明コード 38.住民でなくなった事由 39.住民でなくなった届出日 40.異動年月日 41.世帯番号 42.世帯履歴番号 43.所属期間番号 44.更新日時 45.更新職員ID	1.宛名番号 2.宛名履歴番号 3.住記区分 4.状態区分 5.世帯識別 6.カナ氏名 7.検索用カナ氏名 8.氏名 9.検索用氏名 10.生年月日 11.生年月日FROM 12.生年月日TO 13.生年月日不明コード 14.生年月日不明区分 15.性別 16.住民票コード 17.個人番号 18.郵便番号 19.都道府県コード 20.市町村コード 21.大字コード 22.小字コード 23.番地コード 24.住所町村名 25.住所字名 26.番地 27.方書 28.宛名方書 29.管轄コード 30.行政区コード 31.隣組コード 32.小学校区コード 33.中学校区コード 34.投票区コード 35.住民となった年月日 36.住民となった年月日FROM 37.住民となった年月日TO 38.住民となった年月日不明コード 39.住民となった年月日不明区分 40.住民となった事由 41.住民となった届出日 42.住民でなくなった年月日 43.住民でなくなった年月日FROM 44.住民でなくなった年月日TO 45.住民でなくなった年月日不明コード 46.住民でなくなった年月日不明区分 47.住民でなくなった事由 48.住民でなくなった届出日 49.異動年月日 50.世帯番号 51.世帯履歴番号 52.所属期間番号 53.更新日時 54.更新職員ID	事後	重要な変更にあつたため (システム標準化による)

令和7年2月20日	(別添1)№4	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.管轄コード 5.台帳取消フラグ 6.非課税判定区分 7.森林環境税非課税判定区分 8.所得割課税状態区分 9.均等割課税状態区分 10.住民税徴収区分 11.異動事由コード 12.異動理由コード 13.年金特徴中止区分 14.翌年度仮徴収年特中止区分 15.宛名履歴番号 16.異動年月日 17.事業所番号 18.事業所履歴番号 19.受給者番号 20.年特義務者コード 21.年金コード 22.年特継続区分 23.控対配 24.同配 25.本該 配未 26.本該 障害 27.本該 老寡勤 28.本該 寡婦ひとり親 29.扶養人数合計 30.扶養人数特定 31.扶養人数年少 32.扶養人数老人内同居 33.扶養人数老人 34.扶養人数その他 35.扶養障害合計 36.扶養障害特別内同居 37.扶養障害特別 38.扶養障害普通 39.資料区分 40.青白区分 41.配専区分 42.他専人数 43.普徴終了期 44.普徴開始期 45.特徴終了月 46.特徴開始月 47.年特終了月 48.年特開始月 49.特徴一括徴収区分 50.普徴一括徴収区分 51.年税額 52.普徴年税額 53.特徴年税額 54.年特年税額 55.公年所得算出税額 56.給年所得算出税額 57.道府県民税均等割額 58.道府県民税所得割額 59.市町村民税均等割額 60.市町村民税所得割額 61.森林環境税額 62.人的資料管理番号 63.人的資料履歴番号 64.通知書発行日 65.更正中取納連携フラグ 66.更正中普徴通知書作成フラグ 67.更正中普徴測定更新番号 68.更正中普徴測定更新番号 69.ワンストップ特例適用フラグ 70.雑損失繰越・所得控除順 71.所得金額調整控除区分 72.成支所コード 73.作成区分 74.作成日時 75.作成職員ID 76.更新支所コード 77.更新区分 78.更新日時 79.更新職員ID	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.管轄コード 5.台帳取消フラグ 6.非課税判定区分 7.森林環境税非課税判定区分 8.所得割課税状態区分 9.均等割課税状態区分 10.住民税徴収区分 11.異動事由コード 12.異動理由コード 13.年金特徴中止区分 14.翌年度仮徴収年特中止区分 15.宛名履歴番号 16.異動年月日 17.事業所番号 18.事業所履歴番号 19.受給者番号 20.年特義務者コード 21.年金コード 22.年特継続区分 23.控対配 24.同配 25.本該 配未 26.本該 障害 27.本該 老寡勤 28.本該 寡婦ひとり親 29.扶養人数合計 30.扶養人数特定 31.扶養人数年少 32.扶養人数老人内同居 33.扶養人数老人 34.扶養人数その他 35.扶養障害合計 36.扶養障害特別内同居 37.扶養障害特別 38.扶養障害普通 39.資料区分 40.青白区分 41.配専区分 42.他専人数 43.普徴終了期 44.普徴開始期 45.特徴終了月 46.特徴開始月 47.年特終了月 48.年特開始月 49.特徴一括徴収区分 50.普徴一括徴収区分 51.年税額 52.普徴年税額 53.特徴年税額 54.年特年税額 55.公年所得算出税額 56.給年所得算出税額 57.道府県民税均等割額 58.道府県民税所得割額 59.市町村民税均等割額 60.市町村民税所得割額 61.森林環境税額 62.人的資料管理番号 63.人的資料履歴番号 64.通知書発行日 65.更正中取納連携フラグ 66.更正中普徴通知書作成フラグ 67.更正中取納連携フラグ 70.更正中普徴通知書作成フラグ 71.更正中普徴測定更新番号 72.更正中普徴測定更新番号 73.ワンストップ特例適用フラグ 74.雑損失繰越・所得控除順 75.所得金額調整控除区分 76.成支所コード 77.作成区分 78.作成日時 79.作成職員ID 80.更新支所コード 81.更新区分 82.更新日時 83.更新職員ID	事後	重要な変更にあつたらないため (システム標準化による)
令和7年2月20日	(別添1)№5	1.賦課年度 2.宛名番号 3.宛名履歴番号 4.管轄コード 5.期割管轄コード 6.住記区分 7.世帯識別 8.本人カナ氏名 9.本人氏名 10.生年月日 11.性別 12.郵便番号 13.都道府県コード 14.市町村コード 15.大字コード 16.小字コード 17.番地コード 18.住所町村名 19.住所字名 20.番地 21.方書 22.宛名方書 23.行政区コード 24.隣組コード 25.世帯番号 26.続柄コード 27.世帯内順序 28.世帯主カナ氏名 29.世帯主氏名 30.納税義務区分 31.申告発行区分 32.申告免除区分 33.強制非課税区分 34.婚姻歴区分 35.徴収希望区分 36.配偶者個人番号 37.配偶者履歴番号 38.削除フラグ 39.更新日時 40.更新職員ID 41.バージョン	1.賦課年度 2.宛名番号 3.宛名履歴番号 4.管轄コード 5.期割管轄コード 6.住記区分 7.世帯識別 8.本人カナ氏名 9.本人氏名 10.生年月日 11.性別 12.郵便番号 13.都道府県コード 14.市町村コード 15.大字コード 16.小字コード 17.番地コード 18.住所町村名 19.住所字名 20.番地 21.方書 22.宛名方書 23.行政区コード 24.隣組コード 25.世帯番号 26.続柄コード 27.世帯内順序 28.世帯主カナ氏名 29.世帯主氏名 30.納税義務区分 31.申告発行区分 32.申告免除区分 33.申告書発送希望区分 34.租税条約区分 35.強制非課税区分 36.生活扶助区分 37.障害者該当区分 38.寡婦ひとり親該当区分 39.婚姻歴区分 40.徴収希望区分 41.配偶者宛番号 42.配偶者履歴番号 43.遠隔地扶養者(専従主)区分 44.遠隔地扶養者(専従主)番号 45.遠隔地扶養者(専従主)履歴番号 46.寄附金特例不適用理由区分 47.寄附金特例不適用通知区分 48.寄附金特例不適用通知年月日 49.削除フラグ 50.更新日時 51.更新職員ID 52.バージョン	事後	重要な変更にあつたらないため (システム標準化による)
令和7年2月20日	(別添1)№9	1.賦課年度 2.宛名番号 3.照会先都道府県コード 4.照会先市町村コード 5.居所 6.除外者合計所得 7.除外者年税額 8.文書番号 9.更新日時 10.更新職員ID	1.賦課年度 2.宛名番号 3.照会先都道府県コード 4.照会先市町村コード 5.居所 6.294-3通知区分 7.294-3通知年月日 8.294-3通知備考1 9.294-3通知備考2 10.294-3通知備考3 11.除外者合計所得 12.除外者年税額 13.文書番号 14.更新日時 15.更新職員ID	事後	重要な変更にあつたらないため (システム標準化による)
令和7年2月20日	(別添1)№14	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.軽減コード 5.減免コード 6.市町村民税軽減均等割額 7.道府県民税減免前均等割額 8.道府県民税減免前所得割額 9.市町村民税減免前均等割額 10.市町村民税減免前所得割額 11.道府県民税減免均等割額 12.道府県民税減免所得割額 13.市町村民税減免均等割額 14.市町村民税減免所得割額 15.更新日時 16.更新職員ID	1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.軽減コード 5.減免コード 6.市町村民税軽減均等割額 7.道府県民税減免前均等割額 8.道府県民税減免前所得割額 9.市町村民税減免前均等割額 10.市町村民税減免前所得割額 11.道府県民税減免均等割額 12.道府県民税減免所得割額 13.市町村民税減免均等割額 14.市町村民税減免所得割額 15.減免対象給付開始月 16.減免対象普徴開始期 17.均等割減免フラグ 18.減免対象税額 19.減免内容区分 20.減免割合 21.減免額合計 22.減免決定通知日 23.更新日時 24.更新職員ID	事後	重要な変更にあつたらないため (システム標準化による)
令和7年2月20日	(別添1)№23	(なし)	1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.資料区分 5.異動理由コード 6.宛名番号 7.宛名履歴番号 8.異動年月日 9.エラーコード 10.エラーコード全件 11.警告エラーコード 12.警告エラーコード全件 13.バッチ番号 14.バッチ連番 15.整理番号 16.住民税徴収区分 17.主たる報告書区分 18.連携番号 19.連携用管理番号 20.更新日時 21.更新職員ID 22.バージョン	事後	重要な変更にあつたらないため (システム標準化による)
令和7年2月20日	(別添1)№24	№23 1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.受給者番号 5.年末調整区分 6.控対配 7.控対配有 8.控対配無 9.控対配老 10.同配 11.同配該当区分 12.扶養人数合計 13.扶養人数特定 14.扶養人数年少 15.扶養人数老人内同居 16.扶養人数老人 17.扶養人数その他 18.扶養障害合計 19.扶養障害特別内同居 20.扶養障害特別 21.扶養障害普通 22.非居住者親族数 23.摘要 24.本該 配未 25.本該 夫あり 26.本該 未成年 27.本該 障害 28.本該 特障 29.本該 他障 30.本該 老寡勤 31.本該 老人 32.本該 寡婦一般/寡婦 33.本該 寡婦特別 34.本該 寡夫/ひとり親 35.本該 勤労学生 36.本該 寡婦ひとり親 37.乙欄 38.死亡退職 39.災害者 40.外国人 41.就職年月日 42.退職年月日 43.専給区分 44.前職区分 45.非合算区分 46.住借特控申告提出区分 47.住借特控入居年月日 48.住借特控区分 49.住借特控入居年月日 2 50.住借特控区分 2 51.住借特控可能額区分 52.備考(控除対象扶養親族) 53.備考(16歳未満) 54.所得金額調整控除区分 55.事業所番号 56.事業所履歴番号 57.前職事業所番号 58.前職事業所履歴番号 59.前職支払金額 60.登録区分 61.更新日時 62.更新職員ID	№24 1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.受給者番号 5.年末調整区分 6.控対配 7.控対配有 8.控対配無 9.控対配老 10.同配 11.同配該当区分 12.扶養人数合計 13.扶養人数特定 14.扶養人数年少 15.扶養人数老人内同居 16.扶養人数老人 17.扶養人数その他 18.扶養障害合計 19.扶養障害特別内同居 20.扶養障害特別 21.扶養障害普通 22.非居住者親族数 23.摘要 24.本該 配未 25.本該 夫あり 26.本該 未成年 27.本該 障害 28.本該 特障 29.本該 他障 30.本該 老寡勤 31.本該 老人 32.本該 寡婦一般/寡婦 33.本該 寡婦特別 34.本該 寡夫/ひとり親 35.本該 勤労学生 36.本該 寡婦ひとり親 37.乙欄 38.死亡退職 39.災害者 40.外国人 41.就職年月日 42.退職年月日 43.専給区分 44.前職区分 45.非合算区分 46.住借特控申告提出区分 47.住借特控入居年月日 48.住借特控区分 49.住借特控入居年月日 2 50.住借特控区分 2 51.住借特控可能額区分 52.備考(控除対象扶養親族) 53.備考(16歳未満) 54.所得金額調整控除区分 55.優先特徴給報区分 56.事業所番号 57.事業所履歴番号 58.前職事業所番号 59.前職事業所履歴番号 60.前職支払金額 61.前職社会保険料 62.前職源泉徴収税額 63.登録区分 64.更新日時 65.更新職員ID	事後	重要な変更にあつたらないため (システム標準化による) №23の追加による繰り下げ
令和7年2月20日	(別添1)№25	№24 1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.本該 障害 5.本該 特障 6.本該 他障 7.老寡勤 8.本該 老年人 9.寡婦寡夫 10.寡婦特別/ひとり親 11.本該 寡婦ひとり親 12.控対配 13.控対配有 14.控対配無 15.控対配老 16.同配 17.同配該当区分 18.扶養人数合計 19.扶養人数特定 20.扶養人数年少 21.扶養人数老人 22.扶養人数その他 23.扶養障害合計 24.扶養障害特別内同居 25.扶養障害普通 26.非居住者親族数 23.摘要 29.事業所番号 30.事業所履歴番号 31.年特義務者コード 32.公年管理番号 33.源泉控除対象配偶者 配偶者控除適用上限額以下 34.登録区分 35.更新日時 36.更新職員ID	№25 1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.本該 障害 5.本該 特障 6.本該 他障 7.本該 老寡勤 8.本該 老年人 9.本該 寡婦寡夫/寡婦 10.本該 寡婦特別/ひとり親 11.本該 寡婦ひとり親 12.控対配 13.控対配有 14.控対配無 15.控対配老 16.同配 17.同配該当区分 18.扶養人数合計 19.扶養人数特定 20.扶養人数年少 21.扶養人数老人 22.扶養人数その他 23.扶養障害合計 24.扶養障害特別内同居 25.扶養障害普通 26.非居住者親族数 23.摘要 29.事業所番号 30.事業所履歴番号 31.年特義務者コード 32.公年管理番号 33.源泉控除対象配偶者 配偶者控除適用上限額以下 34.非合算区分 35.登録区分 36.更新日時 37.更新職員ID	事後	重要な変更にあつたらないため (システム標準化による) №23の追加による繰り下げ
令和7年2月20日	(別添1)№26	№25 1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.納税者番号 5.青白区分 6.控対配 7.同配 8.本該 配未 9.本該 障害 10.本該 老寡勤 11.本該 寡婦ひとり親 12.扶養人数合計 13.扶養人数特定 14.扶養人数年少 15.扶養人数老人内同居 16.扶養人数老人 17.扶養人数その他 18.扶養障害合計 19.扶養障害特別内同居 20.扶養障害特別 21.扶養障害普通 22.非居住者親族数 23.住借特控入居年月日 24.住借特控区分 25.住借特控入居年月日 2 26.住借特控区分 2 27.住借特控可能額区分 28.局署番号 29.eL.TAX整理番号 30.利用者識別番号 31.eL.TAXバッチ番号 32.受付番号 33.台帳番号 34.ファイル種別 35.第二表未入力フラグ 36.雑損失繰越・所得控除順 37.特例医療費区分 38.所得金額調整控除区分 39.特定配当等・株式譲渡所得全部申告不要区分 40.退職所得のある配偶者・親族有無区分 41.税区分 42.税額優先区分 43.更新日時 44.更新職員ID	№26 1.賦課年度 2.資料管理番号 3.資料履歴番号 4.納税者番号 5.青白区分 6.控対配 7.同配 8.本該 配未 9.本該 障害 10.本該 老寡勤 11.本該 寡婦ひとり親 12.扶養人数合計 13.扶養人数特定 14.扶養人数年少 15.扶養人数老人内同居 16.扶養人数老人 17.扶養人数その他 18.扶養障害合計 19.扶養障害特別内同居 20.扶養障害特別 21.扶養障害普通 22.非居住者親族数 23.住借特控入居年月日 24.住借特控区分 25.住借特控入居年月日 2 26.住借特控区分 2 27.住借特控可能額区分 28.局署番号 29.eL.TAX整理番号 30.利用者識別番号 31.eL.TAXバッチ番号 32.受付番号 33.台帳番号 34.ファイル種別 35.第二表未入力フラグ 36.雑損失繰越・所得控除順 37.特例医療費区分 38.所得金額調整控除区分 39.特定配当等・株式譲渡所得全部申告不要区分 40.退職所得のある配偶者・親族有無区分 41.非合算区分 42.調査要否区分 43.調査状況区分 44.調査内容 45.備考1 46.備考2 47.税区分 48.税額優先区分 49.更新日時 50.更新職員ID	事後	重要な変更にあつたらないため (システム標準化による) №23の追加による繰り下げ
令和7年2月20日	(別添1)№27～№36	№26～№35	№27～№36	事後	重要な変更にあつたらないため (№23の追加による繰り下げ)

令和7年2月20日	(別添1)№37	(なし)	合算基本テーブル 1.賦課年度 2.宛名番号 3.台帳履歴番号 4.合算済フラグ 5.合算住民税徴収区分 6.合算事業所番号 7.合算受給者番号 8.合算チェック状況1 9.合算チェック状況2 10.合算チェック状況3 11.合算チェック状況4 12.合算チェック状況5 13.合算チェック状況6 14.合算チェック状況7 15.合算チェック状況8 16.合算チェック状況9 17.合算チェック状況10 18.合算チェック状況11 19.合算チェック状況12 20.合算チェック状況13 21.合算チェック状況14 22.合算チェック状況15 23.合算チェック状況16 24.合算チェック状況17 25.合算チェック状況18 26.合算チェック状況19 27.合算チェック状況20 28.合算チェック状況21 29.合算チェック状況22 30.合算チェック状況23 31.合算チェック状況24 32.合算チェック状況25 33.合算チェック状況26 34.合算チェック状況27 35.合算チェック状況28 36.合算チェック状況29 37.合算チェック状況30 38.合算チェック状況31 39.合算チェック状況32 40.合算チェック状況33 41.合算チェック状況34 42.合算チェック状況35 43.合算チェック状況36 44.合算チェック状況37 45.合算チェック状況38 46.合算チェック状況39 47.合算チェック状況40 48.合算チェック状況41 49.合算チェック状況42 50.合算チェック状況43 51.合算チェック状況44 52.合算チェック状況45 53.合算チェック状況46 54.合算チェック状況47 55.合算チェック状況48 56.合算チェック状況49 57.合算チェック状況50 58.合算チェック最終確認日時 59.更新日時 60.更新職員ID	事後	重要な変更にあたらぬため (システム標準化による)
令和7年2月20日	(別添1)№38	(なし)	課税調定履歴テーブル 1.賦課年度 2.宛名番号 3.課税調定履歴番号 4.台帳履歴番号 5.締回数 6.調定年度 7.課税調定異動区分 8.課税調定集計先区分 9.課税調定市町村民税課税区分 10.課税調定道府県民税課税区分 11.給特当年度市町村民税均等割額 12.給特当年度市町村民税所得割額 13.給特当年度道府県民税均等割額 14.給特当年度道府県民税所得割額 15.給特翌年度市町村民税均等割額 16.給特翌年度市町村民税所得割額 17.給特翌年度道府県民税均等割額 18.給特翌年度道府県民税所得割額 19.年特市町村民税均等割額 20.年特市町村民税所得割額 21.年特道府県民税均等割額 22.年特道府県民税所得割額 23.普徴当年度市町村民税均等割額 24.普徴当年度市町村民税所得割額 25.普徴当年度道府県民税均等割額 26.普徴当年度道府県民税所得割額 27.過年度既課市町村民税均等割額 28.過年度既課市町村民税所得割額 29.過年度既課道府県民税均等割額 30.過年度既課道府県民税所得割額 31.過年度新規市町村民税均等割額 32.過年度新規市町村民税所得割額 33.過年度新規道府県民税均等割額 34.過年度新規道府県民税所得割額 35.給特当年度市町村民税減免均等割額 36.給特当年度市町村民税減免所得割額 37.給特当年度道府県民税減免均等割額 38.給特当年度道府県民税減免所得割額 39.給特翌年度市町村民税減免均等割額 40.給特翌年度市町村民税減免所得割額 41.給特翌年度道府県民税減免均等割額 42.給特翌年度道府県民税減免所得割額 43.年特市町村民税減免均等割額 44.年特市町村民税減免所得割額 45.年特道府県民税減免均等割額 46.年特道府県民税減免所得割額 47.普徴当年度市町村民税減免均等割額 48.普徴当年度市町村民税減免所得割額 49.普徴当年度道府県民税減免均等割額 50.普徴当年度道府県民税減免所得割額 51.過年度既課市町村民税減免均等割額 52.過年度既課市町村民税減免所得割額 53.過年度既課道府県民税減免均等割額 54.過年度既課道府県民税減免所得割額 55.過年度新規市町村民税減免均等割額 56.過年度新規市町村民税減免所得割額 57.過年度新規道府県民税減免均等割額 58.過年度新規道府県民税減免所得割額 59.更新日時 60.更新職員ID	事後	重要な変更にあたらぬため (システム標準化による)
令和7年2月20日	III-1	個人住民税情報ファイル	個人住民税及び森林環境税情報ファイル	事後	重要な変更にあたらぬため (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行及び地方税法の改正による)
令和7年2月20日	III-2 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表及び第19条第8号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用	事後	重要な変更にあたらぬため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	III-3 リスクに対する措置の内容	番号法第9条第1項別表第1に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、システムの仕組みとして担保する。また、個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じる。	番号法第9条第1項別表に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、システムの仕組みとして担保する。また、個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じる。	事後	重要な変更にあたらぬため (番号法令の改正による)
令和7年2月20日	III-3 その他の措置の内容	システムのユーザーIDやアクセス権限については、システム管理者(企画課I)が管理を行っており、人事異動情報等の確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。	システムのユーザーIDやアクセス権限については、システム管理者(ICT推進課)が管理を行っており、人事異動情報等の確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。	事後	重要な変更にあたらぬため (記載内容の軽微な修正)